

次代の親づくり推進啓発プロジェクト

教師用指導ポイント集 ～男女共同参画社会の形成に向けて～

【活用される先生方へ】

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などの思い込みや決めつけは、社会や文化の影響によって作られた固定観念の一つであり、時代や文化によって異なるものです。

固定観念による思い込みや決めつけがマイナスの感情と結びつくと偏見になり、ある特定の属性を有しているという理由だけで嫌ったり避けたりして差別を生み出すことがあります。(例：外国人の入居拒否、感染者(HIV感染者・ハンセン病)に対する偏見)

県では、「ジェンダー」に敏感な視点を持って、身の回りをはじめとした全ての面を見ることは、偏見・差別などの人権侵害を正しく理解するために重要であり、人は性別・年齢・体格・利き腕・障がい・言語などあらゆる面で異なる多様な存在であること、その多様性にこそ価値があるものとの信念に立ち、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができる社会の形成を目指し、その一環として、男女平等に関する教育の充実を図る取り組みを進めています。

「ジェンダー」

生物学的な性差に対し、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担など社会的、文化的につくられた性差を「ジェンダー」といいます。

*次代の親づくり推進啓発プロジェクト教師用指導ポイント集(資料編を含む)の電子データは、福島県男女共同参画ホームページ(<http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>)からダウンロードできます。ワークシートの加工等の際にぜひ御利用ください。

平成21年3月

福島県生活環境部人権男女共生課

次代の親づくり推進啓発プロジェクト 教師用指導ポイント集

教師用指導ポイント集 小学校版

《小学校展開例 1》大人になったら.....	(小)1
ワークシート 1.....	(小)2
《小学校展開例 2》家庭生活を見つめてみよう.....	(小)3・4
ワークシート 2.....	(小)5
《小学校展開例 2 と関連させた実践活動例》.....	(小)6
ワークシート 2-1.....	(小)7
《小学校展開例 3》働くことについて考えよう.....	(小)8
ワークシート 3.....	(小)9
《小学校展開例 4》ともに生きる社会について考えよう.....	(小)10・11
ワークシート 4.....	(小)12
《小学校展開例 5》「基本的人権」について考えよう.....	(小)13
ワークシート 5.....	(小)14
単元シラバス(学習計画).....	(小)15~21

教師用指導ポイント集 中学校版

《中学校展開例 1》家庭の仕事と役割分担について考えよう.....	(中)1・2
ワークシート 1.....	(中)3・4
《中学校展開例 1 (パターン 2)》家族の協力について考えよう.....	(中)5・6
ワークシート 1-2.....	(中)7~9
《中学校展開例 2》「女らしさ」「男らしさ」ってなんだろう.....	(中)10
ワークシート 2.....	(中)11・12
《中学校展開例 3》ジェンダーについて考えよう.....	(中)13
ワークシート 3.....	(中)14
《中学校展開例 3 (パターン 2)》男女の協力について考えよう.....	(中)15・16
ワークシート 3-2.....	(中)17~19
《中学校展開例 4》人権について考えよう.....	(中)20・21
ワークシート 4.....	(中)22
《中学校展開例 5》進路について考えよう.....	(中)23・24
ワークシート 5.....	(中)25・26

教材の活用事例

《教材展開例》.....	(教材)1
ワークシート 1.....	(教材)2・3
すごろく問題カードの答え.....	(教材)4・5
問題カード例.....	(教材)6

参考

「次代の親づくり」協力校実践例.....	(参考)1・2
ゲストティーチャーをお探しの時には.....	(参考)3
福祉教育・ボランティア学習を行う場合には(各市町村社会福祉協議会一覧).....	(参考)4~6
福島県男女共生センター図書室小・中学校向け映像資料一覧.....	(参考)7~9

資料編

【資料 1】	海野由紀子さん 柳堀あや子さん	(資)1
	森山 正通さん 野木 泉さん	(資)2
	佐藤 宏幸さん 影山 桂子さん	(資)3
【資料 2】	共働き世帯数の推移	(資)4
【資料 3】	夫婦の役割分担意識	(資)4
【資料 4】	夫婦の生活時間	(資)4
【資料 5】	仕事時間の各国比較	(資)5
【資料 6】	育児休業取得率の推移〔福島県〕	(資)5
【資料 7】	男性は育児休業を取得すべきか	(資)5
【資料 8】	女性の年齢階級別労働力率	(資)6
【資料 9】	雇用形態別構成	(資)6
【資料 10】	女性の就業者割合と管理的職業従事者割合	(資)7
【資料 11】	男女雇用機会均等法	(資)7
【資料 12】	男女間の賃金格差	(資)7
【資料 13】	福島県における職業別男女比	(資)8
【資料 14】	国際婦人年以降の女性問題の動き	(資)9・10
【資料 15】	県の審議会等における女性委員の登用状況	(資)11
クイズコーナー		(資)12
ジェンダーチェック(小学生向け)		(資)13
ジェンダーチェック(中学生向け)		(資)14
ジェンダーチェック(保護者向け)		(資)15
ジェンダーチェック(教師向け)		(資)16
【参考】	男女共同参画ティーンズメッセージ	(資)17
	男女共同参画と人権にかかわる用語集	(資)18・19
	男女共同参画と人権にかかわる法律等	(資)20・21
	福島県の条例の体系	(資)22
	ふくしま男女共同参画プランの体系	(資)23

アンケート用紙(教師対象)

～はじめに 次代の親づくり推進啓発プロジェクトとは～

1 「次代の親づくり」授業の目的

思考の柔軟な小・中学校の義務教育段階から、「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」などの性別による固定観念にとらわれず、児童生徒一人ひとりが自分の意思に基づいて、進路を選択していく力を身に付けさせるとともに、「男は仕事、女は家事・育児」というような固定的性別役割分担意識をもたずに、男女が協力しあって家庭を築いていくことや、男女がともに子育てをしていくことの大切さを理解させ、次代の親となる児童生徒を育成することを目的としています。

2 「次代の親づくり」授業のねらい

- (1) 人権・ジェンダーへの気付き
- (2) 「性別による固定的役割分担意識」の気付き
- (3) 性別にとらわれない進路の選択

3 対象学年及び教科

- (1) 対象学年

この「次代の親づくり推進啓発プロジェクト 教師用指導ポイント集」では、対象学年を

小学校5年生、6年生、中学校1年生

として作成しましたが、各学校の実態に応じ、他の学年でも使用いただければ幸いです。

- (2) 教科・時間数

学校の裁量により授業実施をお願いします。

想定される教科等

社会科・家庭科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間など

展開例には、想定される教科名・時間数を記載していますが、基本的には**教科等は特定せず、学校の裁量により授業を展開してください。**授業時間数もあくまで目安であり、学校の実態によって授業時間を増減するなど、柔軟に展開例を御活用ください。

4 授業実施の系統性

系統だった授業展開が、「次代の親づくり」授業の理解の浸透に最も効果的であり、重要と思われます。系統だった授業実施のための展開例の進め方（順番）を後に記しています。

ぜひ、御参考にしてください。

ふくしま男女共同参画プランにおける男女平等教育の概要

学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

人格形成過程において、固定的な性別役割分担意識が形成されないように、人権尊重を基盤とし、男女平等・自立意識の確立に向けた学校教育を目指す。

人権尊重に立脚した男女共同参画の理解を育む
性別にとらわれず、個性を生かして主体的に生き方を選択できるよう、男女平等の視点に立った進路指導の充実を図る。

学習指導要領の趣旨に則った指導

日常の学習指導において各教科等の本来のねらいを達成する教育活動を推進する中で男女平等教育のねらいを実現する。

目的

- ・ 性別にとらわれず、主体的に生き方を選択できる児童生徒を育成する。
- ・ 性別による固定的役割分担にとらわれず、協力し助け合うことのできる児童生徒を育成する。

男女平等教育のねらいと育てたい資質・能力、態度

ねらい

- 1 人権・ジェンダーへの気付き
- 2 性別による固定的役割分担意識の気付き
- 3 性別にとらわれない進路の選択

育てたい資質・能力、態度

- 1 豊かな心の育成
- 2 性差の正しい認識
- 3 自立する力の育成
- 4 実践的態度の育成

男女平等教育を行う上での工夫

- 1 キャリア教育の充実……一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任で進路を選択することができるように進路指導の充実を図る。
- 2 体験的な活動……体験活動を積極的に活用し、男女共同参画についての関心・意欲・技能・知識・理解を深める。
- 3 家庭・地域社会との連携……学校での学習内容が家庭や地域社会での生活に活かせるよう、家庭・地域社会と連携して推進することが重要である。また、各教科等の特性に応じて地域のゲストティーチャーを活用するなど、効果的な授業を展開する。

【各教科等との関連】(現行学習指導要領)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
生活科	家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たすことができるようになる。					
社会科			現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。 ・日本国憲法は、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。			
家庭科					家庭生活に関心をもって、家庭の仕事や家族との触れ合いができるようになる。	
道徳	友達と仲よくし、助け合う。 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。	互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。			
総合的な学習の時間			自ら学び、自ら考える力を育成する。 自己の生き方を考えることができるようになる。			
学級活動	日常生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。 ・希望や目標をもって生きる態度の形成 ・望ましい人間関係の育成					

	中1	中2	中3
社会科(公民)			家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに着目させ、個人と社会との関わりについて考えさせる。その際に、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等などに気付かせる。 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる。
技術・家庭科(家庭分野)	家庭や家族の基本的な機能を知り、家族関係をよりよくする方法を考える。		
道徳	男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。		
総合的な学習の時間	自ら学び、自ら考える力を育成する。 自己の生き方を考えることができるようになる。		
学級活動	個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること。 ・自己及び他者の個性の理解と尊重 ・男女相互の理解と協力 ・学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。 ・望ましい職業観・勤労観の形成 ・主体的な進路の選択と将来設計		

【各教科等との関連】(新学習指導要領)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
生活科	家庭生活を支えている家族のことや自分のできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たすことができるようにする。					
社会科						
家庭科					家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること。	
道徳	友達と仲よくし、助け合う。 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。		友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。		互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。	
総合的な学習の時間			自ら学び、自ら考える力を育成する。 自己の生き方を考えることができるようにする。			
学級活動	日常生活や学習への適応及び健康安全 ・希望や目標をもって生きる態度の形成 ・望ましい人間関係の育成					

	中1	中2	中3
社会科(公民)			人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、公立と公正などについて理解させる。その際に、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等などに気付かせる。 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させる。
技術・家庭科(家庭分野)	これからの自分と家族とのかかわりに関心を持ち、家族関係をよりよくする方法を考える。		
道徳	男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。		
総合的な学習の時間	自ら学び、自ら考える力を育成する。 自己の生き方を考えることができるようにする。		
学級活動	適応と成長及び健康安全 ・自己及び他者の個性の理解と尊重 ・男女相互の理解と協力 学業と進路 ・望ましい働労観・職業観の形成 ・主体的な進路の選択と将来設計		

系統だった授業実施のための展開例の進め方（順番）を記しています。
 ぜひ参考にして、系統性のある指導に取り組んでください。
 （現行学習指導要領版）

学年	人権・ジェンダーへの 気付き	性別による固定的役割 分担意識の気付き	性別にとらわれない 進路の選択	現行学習指導要領等 との関連
小学5年 小学6年	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（導入として活用）			【学級活動】 日常生活や学習への適応 及び健康や安全に関すること。 ・希望や目標をもって生きる態 度の形成 ・望ましい人間関係の育成 【家庭科】 家庭生活に関心をもって、家 庭の仕事や家族との触れ合い ができるようにする。 【社会科】 現在の我が国の民主政治は 日本国憲法の基本的な考え方 に基づいていることを考える ようにする。 ・日本国憲法は、国民としての 権利及び義務など国家や国民 生活の基本を定めていること。
	【家庭科】 展開例小2：家庭生活を見つめて みよう 1時間・P小3～P小5 実践編：家庭での実践活動 2時間・P小6～P小7	【学級活動】 展開例小1：大人になったら 1時間・P小1～P小2		
	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（これまでの学習の確認）			
	【学級活動】 展開例小4：ともに生き る社会について考えよう 2（1）時間 P小10～P小12	【学級活動】 展開例小3：働くことについて考えよう 1時間・P小8～P小9		
	【社会科】 展開例小5：「基本的人 権」について考えよう 2（1）時間 P小13～P小14			
	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（これまでの学習の確認）			
中学1年 ～ 中学3年	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（導入として活用）			【技術・家庭科（家庭分野）】 家庭や家族の基本的な機能 を知り、家族関係をよりよくす る方法を考える。 【道徳】 男女は、互いに異性について の正しい理解を深め、相手の人 格を尊重する。 父母、祖父母に敬愛の念を深 め、家族の一員としての自覚を もって充実した家庭生活を築 く。 【学級活動】 個人及び社会の一員として の在り方、健康や安全に関する こと ・自己及び他者の個性の理解と 尊重 ・男女相互の理解と協力 学業生活の充実、将来の生き 方と進路の適切な選択に関す ること。 ・望ましい職業観・勤労観の形 成 ・主体的な進路の選択と将来設 計
	【技術・家庭科】 展開例中1：家庭の仕事と役割分担について考 えよう 2時間・P中1～P中4 【道徳】 展開例中1-2：家族の協力について考えよう 1時間・P中5～P中9			
	【学級活動】 展開例中2：「女らしさ」「男らしさ」ってなんだろう 1時間・P中10～P中12			
	【学級活動】 展開例中3：ジェンダーについて考えよう 1時間・P中13～P中14 【道徳】 展開例中3-2：男女の協力について考えよう 1時間・P中15～P中19	【学級活動】 展開例中5：進路について 考えよう 2時間・P中23～P中26		
	【学級活動】 展開例中4：人権について考えよう 2（1）時間・P中20～P中22			
	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（これまでの学習の確認）			

男女共同参画社会の学習へつなげる

(新学習指導要領版)

学年	人権・ジェンダーへの 気付き	性別による固定的役割 分担意識の気付き	性別にとらわれない 進路の選択	新学習指導要領等との関連
小学5年 小学6年	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（導入として活用） 【家庭科】 展開例小2：家庭生活を見つめてみよう 1時間・P小3～P小5 実践編：家庭での実践活動 2時間・P小6～P小7	【学級活動】 展開例小1：大人になったら 1時間・P小1～P小2		【学級活動】 日常生活や学習への適応及び健康安全 ・希望や目標をもって生きる態度の形成 ・望ましい人間関係の育成 【家庭科】 家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること。 【社会科】 現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。 ・日本国憲法は、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。
	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（これまでの学習の確認）			
	【学級活動】 展開例小4：ともに生きる社会について考えよう 2(1)時間 P小10～P小12	【学級活動】 展開例小3：働くことについて考えよう 1時間・P小8～P小9		
	【社会科】 展開例小5：「基本的人権」について考えよう 2(1)時間 P小13～P小14			
	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（これまでの学習の確認）			
中学1年 ～ 中学3年	【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（導入として活用）			【技術・家庭科（家庭分野）】 これからの自分と家族とのかわりに関心を持ち、家族関係をよりよくする方法を考える。 【道徳】 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。 【学級活動】 適応と成長及び健康安全 ・自己及び他者の個性の理解と尊重 ・男女相互の理解と協力 学業と進路 ・望ましい働かざる・職業観の形成 ・主体的な進路の選択と将来設計
	【技術・家庭科】 展開例中1：家庭の仕事と役割分担について考えよう 2時間・P中1～P中4 【道徳】 展開例中1-2：家族の協力について考えよう 1時間・P中5～P中9			
	【学級活動】 展開例中2：「女らしさ」「男らしさ」ってなんだろう 1時間・P中10～P中12			
	【学級活動】 展開例中3：ジェンダーについて考えよう 1時間・P中13～P中14 【道徳】 展開例中3-2：男女の協力について考えよう 1時間・P中15～P中19		【学級活動】 展開例中5：進路について考えよう 2時間・P中23～P中26	
	【学級活動】 展開例中4：人権について考えよう 2(1)時間・P中20～P中22			
【学級活動】 男女共同参画用教材の活用（これまでの学習の確認）				

男女共同参画社会の学習へつなげる

教師用指導ポイント集 ～男女共同参画社会の形成に向けて～

小学校版

教師用指導ポイント集小学校版には、展開例に対応した単元シラバス（学習計画）をワークシートとあわせて掲載しています。各展開例のワークシートと記入内容が重なる部分については、児童の実態に応じて、どちらに記入するのが効果的か御判断のうえ、御活用ください。

《小学校展開例1》

1 題材名 大人になったら・・・(学級活動)

2 学習のねらい

職業を考えると、ジェンダーにとらわれた職業観で選ぶのではなく、自分らしさが発揮できる仕事に就くことが大切であることに気付くことができる。

3 展開例

授業時間の目安 1時間

活用するワークシート ワークシート1

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 アンケートの結果を基に、将来の自分の夢、就きたい職業について話し合う。</p> <p>2 本時のめあてをとらえる。 将来の夢(職業)について考えよう。</p> <p>3 クイズを行う。</p> <p>4 職種を男女別に分けるワークシート1を用い、自分の考えを記入する。</p> <p>5 ワークシート1をもとに、全体で話し合う。</p> <p>6 ゲストティーチャーの話を聞く。 または、自分らしく仕事をしている人の資料や写真を見る。</p> <p>7 今まで仕事について持っていたイメージが、ジェンダーにとらわれていたかどうかをまとめる。</p> <p>8 3と同じクイズを行う。</p> <p>9 今日の学習を通して思ったこと、考えたことをワークシート1に書く。</p> <p>10 学習のまとめをする。</p>	<p>事前に将来の夢についてのアンケートをとっておく。 事前に男女共同参画用教材を活用し、児童の関心を高めておく。</p> <p>資料編(P資12)のクイズを行い、固定的性別役割分担意識について調べる。しかし、答えはまだ発表しない。 ワークシートの仕事の欄は、児童の実態に応じて項目を修正・削除し活用する。 仕事について持っているイメージが、ジェンダーにとらわれていることに気付くことができるようにする。 【別紙ワークシート1を参照】 時間が足りなくなる場合は、わけの欄の記入を省略し、話し合いの段階で理由を発表させ、理解を深めていく。 児童に配付したワークシートと同じ物を拡大コピーし、話し合った結果をもとにまとめていく。 ゲストティーチャーや資料編の資料1の写真を提示し、自分らしく生きている人たちの言葉等を紹介する。 ゲストティーチャーを探す際の相談窓口参考3～6の頁を参照のこと。 参考資料 内閣府男女共同参画局作成ビデオ「広がる未来！私が選ぶ チャレンジする女性たち」：宮板金職人や生物物理化学者など5名の女性が紹介されている。福島県人権男女共生課でも貸出可。 内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/c-challenge/video/) に概要が掲載されている。 できるだけ児童の感想の中から言葉を選び、押しつけにならないようにまとめていく。 答えを発表し、固定的性別役割分担意識がなくなっているか確かめる。 自分らしく生きていくことが大切であることをまとめる。 時間があれば、今日の学習の感想や、今日の学習を踏まえた今後の目標などを児童に発表させる。</p>

【ワークシート1】

大人になったら・・・



年 組 名前()

1 次の仕事は、だれがやると思いますか？
をつけてみましょう。わけも考えてみましょう。

	仕事	男の人	女の人	どちら でも	わけ
1	病院の医者				
2	病院の看護師				
3	幼稚園・保育園の先生				
4	学校の先生				
5	音楽の先生				
6	家庭科の先生				
7	スポーツ選手				
8	料理人(コック)				
9	宇宙飛行士				
10	タクシーの運転手				
11	トラック・ダンプの運転手				
12	電車の運転手				
13	救急車の隊員				
14	レスキュー隊・消防士				
15	警察官				
16	大工				
17	美容師				
18	花屋				
19	ケーキ屋				
20	店員				
21	ピアノの先生				
22	裁判官				
23	弁護士				
24	政治家				
25	研究者・学者				
26	デザイナー				
27	タレント・アナウンサー				
28	小説家・まんが家				
29	トリマー(ペットの美容師)				
30	じゅう医(動物の医者)				

2 あなたが大人になってやりたいと思っている仕事は？

今日の学習をとおして思ったこと・考えたこと

《小学校展開例 2》

1 題材名 家庭生活を見つめてみよう (家庭科)

2 学習のねらい

自分の家庭生活を見つめ、家事分担について考えることにより、家族みんなで協力しあうことの大切さや、家族の一員として自分も仕事を分担する必要があることに気付くことができる。

3 展開例

授業時間の目安 1 時間

活用するワークシート ワークシート 2

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時のめあてを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>家庭の仕事の分担についてふりかえり、家族の協力について考えよう。</p> </div> <p>2 自分の家庭生活を見つめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート 2 を記入し、気付いたことを発表する。 ・ 家事分担に関する資料を見る。 資料 2 「共働き世帯数の推移」のデータ 資料 3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてのデータ 資料 4 「夫婦の生活時間」についてのデータ 資料 5 「育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較」についてのデータ 	<p>ワークシート 2 の設問 1・2 の記入を事前に行っておく。</p> <p>ワークシート 2 の設問 1 に掲載した仕事内容については、各校の実態や実施時期にあわせて項目を加除し活用する。</p> <p>家庭の仕事には、様々なものがあることに気付かせるとともに、どのように分担されているのか確認させる。</p> <p>各家庭の現状を否定することのないように配慮をすること。</p> <p>資料編 2～5 のデータを提示し、家事分担に関する現状を把握させる。</p> <p>【参考】</p> <p>各資料のデータから読み取ることができるのは、次のとおり。</p> <p>資料 2 「共働き世帯数の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫が雇用者（サラリーマン）世帯の妻の就業状況をみると、昭和 55 年には男性片働きの世帯数は共働き世帯数の 2 倍近くあったが、現在は共働き世帯数が上回っている。その背景として、女性の社会進出や経済情勢の変化などがあると考えられる。 資料 3 「夫婦の役割分担意識」 ・ 1979 年調査では、「賛成・どちらかといえば賛成」の割合が 7 割を超えていたが、2004 年調査で、初めて「反対・どちらかといえば反対」（計 48.9%）が「賛成・どちらかといえば賛成」（計 45.2%）を上回った。2007 年調査では、初めて「反対・どちらかといえば反対」（計 52.1%）が半数を超えた。 資料 4 「夫婦の生活時間」 ・ 男性の家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず 30 分程度と非常に短くなっている。 資料 5 「育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較」 ・ 日本の男性の家事・育児に費やす時間は、世界的に見ても最低の水準である。

<p>3 家事分担を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート 2 設問 3 に記入する。 <p>4 家事ができる大人になるために、今やるべきことは何かを考える。</p> <p>5 教師の体験談を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の協力を得ながら家事を行っている教師の実話（例：あらかじめ録音しておいた夫や妻の声を流す等） ・ 一人暮らしをした時の家事の失敗談 <p>6 男女共同参画用教材（またはクイズ）を行う。</p> <p>7 学習のまとめをする。</p>	<p>ワークシート 2 設問 1 の自分の家庭の仕事の分担表をもとに、どのように改善したらよいか具体的に考えさせる。</p> <p>その際、家族が互いに協力することの大切さにも気付くように配慮する。</p> <p>本時の学習内容を踏まえ、自分に何ができるかを話し合わせる。</p> <p>家庭科の授業を通して、分かること、出来ることを増やしていく。</p> <p>家庭生活においても、家族が協力し合い、自分ができることは進んで行く。</p> <p>教師の体験談を聞かせることにより、知識や技能、経験不足が家事ができないことにつながっていることに改めて気付かせ、今やるべきことはしっかりやろうとする意欲を持たせる。</p> <p>男女共同参画用教材や資料編（P 資 12）のクイズを行い、家庭の仕事の分担に関する意識が変化したか確認する。</p> <p>意見交換・発表を行う形で学習のまとめを行ってもよい。</p>
---	--

【ワークシート2】

家庭の仕事の**ぶんたん**の分担についてふり返ってみよう



年 組 名前()

1 下の仕事をする人はだれですか？おもにする人、時々(週2～3回)する人、
 、をつけてみましょう。そして、 3点 1点で、合計点も出してみましょう。

自分から見て	自分							
内 容	小5							
仕事・学年								
食事作り								
食器洗い(後片付け)								
部屋そうじ								
ふろそうじ								
トイレそうじ								
玄関そうじ								
窓 <small>まど</small> そうじ								
ごみ出し								
せんたく								
せんたく物を取りこむ、たたむ								
アイロンがけ								
くつ洗い								
ぬいもの								
買い物								
育児(子どもの世話をする)								
電球・けい光灯の取りかえ								
草むしり・庭木の手入れ								
合 計 (点)								

その他に、家庭の仕事があれば空らん に記入して考えてみましょう。

2 家庭の仕事の分担をふり返り
 わかったこと・気付いたこと

3 家庭の仕事の分担を見直してみよう。

4 今日の学習をとおして
 思ったこと・考えたこと

《小学校展開例2 と関連させた実践活動例》

次に挙げる活動事例を関連させて展開することができる。

授業時間の目安 2時間

活用するワークシート ワークシート2 - 1

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 展開例2のような授業を踏まえ、「体験」を通し、家庭生活での役割を意識させ、実践へつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動事例 <ul style="list-style-type: none"> 家族のためにお茶を入れてみよう めざせ！ フライパン料理名人 レポートリーをふやそう！ ～家族のために食事作り～ 洗たくに挑戦！ ピカピカ大作戦!! ～年末の掃除はまかせて～ <p>2 1で選んだ活動事例の計画を立てる。</p> <p>3 家庭で実践する。</p> <p>4 実践の経過をまとめ報告会を行う。</p>	<p>展開例2のような家庭の一員としてどうあるべきかを考えさせたいうえで、取り組ませる。</p> <p>ガスコンロの使い方の学習後に実践すると効果的 炒める学習の後に実践すると効果的 自分が考えた「一食分の献立」をもとに、家族のために食事作りを行うと効果的 洗たくの仕方についての学習後に実践すると効果的 「気持ちのよい住まい方」の学習後に実践すると効果的</p> <p>ワークシート2 - 1の活用</p> <p>今後の生活に活かしていくよう働きかける。 実践が継続的なものとなるよう働きかける。 家庭の仕事は家族が協力して行うことが大切であり、家族の一員として自分も分担した仕事を責任を持って行う必要があることに気付かせる。</p>

チャレンジカード



	年 組 名前 ()
	計画した日 月 日 ()
ちょうせん 挑戦する内容 (家庭の仕事のうち、自分にできることに挑戦してみよう)	挑戦すること
	挑戦する理由(どうして選んだのか)

挑戦した日 月 日 ()	挑戦したこと
------------------	--------

感想 ・工夫したことも書いてみよう ・おうちの人からも感想を書いてもらおう

みんなの発表を聞いて、気付いたこと・考えたことを書いてみよう。

《小学校展開例3》

1 題材名 働くことについて考えよう（学級活動）

2 学習のねらい

地域で働く人々との出会いを通して、それぞれの職業について興味関心を持ち、希望する職業に就くためにはどうしたらよいか考えることができる。

3 展開例

授業時間の目安 1時間

活用するワークシート ワークシート3

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 家族との話し合いをもとに、将来就きたい職業について話し合う。</p> <p>仕事を選んだきっかけ</p> <p>将来就きたいと思う職業</p>	<p>男女共同参画の視点からも本時の内容について児童が理解を深めることができるように意識して授業を展開する。</p> <p>事前に児童の職業観についてアンケート調査を行う。</p> <p>事前に保護者に学習の説明を行い、職業に対する憧れ、仕事の内容について話してもらうようにする。</p> <p>将来就きたい職業を考えるために、保護者の職業選択体験や現在の仕事について話し合っておくようにする。</p> <p>仕事に就いていない保護者がいないかどうか事前に把握しておき、アンケート調査をする際、配慮する。</p>
<p>2 本時のめあてをとらえる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>希望する職業につくためには、どうしたらよいか考えよう。</p> </div>	
<p>3 地域で働く人との出会い</p> <p>地域で働く人の話を聞き、仕事に興味を持たせる</p> <p>地域で働く人に話を聞いて疑問に思ったことなどを質問する。</p> <p>グループごとに、地域で働く人に話を聞いたことをもとに、仕事のやりがいや将来の夢を現実させるためにどうしたらよいか話し合う。</p>	<p>話をしていただく方は、できるだけ多様な職種を選び男女のバランスを考える。</p> <p>職業選択が性別に関係なく、やってみたい仕事であることをゲストに述べてもらう。</p> <p>現在の仕事を選んだ理由や、その職業に就くために努力したこと、その職業についてのプライド、今後の抱負等について熱く話をしていただけるようにする。</p> <p>次代を担う小学生に期待することなどを話してもらう。</p> <p>ゲストティーチャーを探す際の相談窓口 参考3～6の頁を参照のこと。</p>
<p>4 これまでの学習活動で、気付いたこと・考えたことをワークシート3に記入し、発表する。</p>	
<p>5 学習のまとめをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今の自分にできること ・ 今やらなければならないこと など 	<p>事後学習として地域で働く人との出会いをもとに、再度将来就きたい職業について保護者と話し合わせる。</p>

働くことについて考えよう



年 組 名前 ()

1 働くことについて家族と話し合ってみよう。

- ・お父さん、お母さんなどおうちの人の仕事を選んだきっかけは何だろう？
- ・お父さん、お母さんなどおうちの人の仕事の内容は？
- ・あなたが将来つきたいと思う職業は？

お父さん、お母さんなどおうちの人の仕事を選んだきっかけ	
お父さん、お母さんなどおうちの人の仕事の内容	
あなたが将来つきたいと思う職業	

2 これまでの学習をとおして気付いたこと・感じたことを記入しよう。

仕事のやりがいとはどのようなことだと思いますか？

あなたが希望する職業につくためには、どうしたらよいと思いますか？

《小学校展開例4》

1 題材名 ともに生きる社会について考えよう（学級活動）

2 学習のねらい

疑似体験活動を通して、社会が高齢者、体の不自由な方、外国人など様々な立場の人々で構成されていることを理解し、これからの生活におけるめあてを立てることができる。

3 展開例

授業時間の目安 2（1）時間

活用するワークシート ワークシート4

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時の内容を確認する。 社会は、いろいろな人がいて成り立っていることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業、年齢、性別、体格、障がい、言語など <p>本時の学習のねらいを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ともに生きる社会について考えよう。</p> </div> <p>2 高齢者（又は体の不自由な方）の生活を体験し、話し合う。 高齢者疑似体験（又は車いす・アイマスク体験）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者疑似体験セットを装着し、教室を歩く。 アイマスクをつけて教室を歩く。 目隠しで、ギザギザがついているシャンプーの容器や缶ビールの点字に触れる。 車いすに乗って廊下を移動する など <p>体験して気付いたこと、考えたことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> こわい、不安 まわりの環境がわからない まわりの人のサポートが必要 	<p>社会は、高齢者や体の不自由な方、外国人など様々な立場の人々がいることについて説明する。</p> <p>事前に体の不自由な方に対する意識やボランティアに対する考えについてアンケート調査を行う。</p> <p>体の不自由な方に対して、同情心を持って接したり、逆に尊敬しなければならないという特別な意識を持つのではなく、人は、性別・体格・利き腕・年齢・障がい・言語などあらゆる面で一人ひとりが異なっている多様な存在であることについて児童が理解を深めるように教師も意識して授業を展開する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>シャンプー容器には、リンスと区別するためにギザギザがついている。目が不自由であろうとなかろうと誰にとっても便利なデザインとなっている。</p> <p>缶ビールには、ジュースやお茶の缶と間違わないように、点字で「ビール」と書いている。</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>展開のコツ</p> <ul style="list-style-type: none"> 1時間で実施する場合には、体験活動は1活動程度とする。事前に体験活動を十分に行っておける場合には、より進める事もできる。 ゲストティーチャーに参加いただける場合には、アドバイスを受けながら、共に体験活動を行う展開を工夫するとよい。 </div> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>

【ワークシート4】

ともに生きる社会について考えよう



年 組 名前 ()

1 今日の体験（アイマスク・車いすなど）をしてみて気付いたこと・考えたことを書いてみましょう。

気付いたこと	
考えたこと	

2 ゲストティーチャーの話を聞いて、どのような感想を持ちましたか。

--

3 今日の学習で考えたことを書いてみましょう。

いろいろな立場の人が幸せに過ごすことができる社会とはどのようなものだと思いますか。

そのような社会をつくるために、あなたは、これからどのような行動をしていきたいと思えますか。

《小学校展開例5》

- 1 題材名 「基本的人権」について考えよう(社会科・6年生)
- 2 学習のねらい
「基本的人権」の意味を理解し、基本的人権を尊重することの大切さに気付くことができる。
- 3 展開例
授業時間の目安 2(1)時間
活用するワークシート ワークシート5

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 学習のめあてをとらえる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「だれもが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利(基本的人権)」について調べ話し合おう。</p> </div> <p>2 国民の基本的人権について学び、意味を理解する。 ワークシート5設問1を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権の意味 ・ いろいろな基本的人権 <p>3 基本的人権が十分に守られていない事例を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の問題、ハンセン病問題、HIV感染症患者の問題等 <p>4 教師の話聞き、基本的人権について考えたことをワークシート5の設問2にまとめ、発表する。</p> <p>5 日常生活の中で自分たちにできることは何かを考え、話し合う。 ワークシート5の設問3を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 互いの基本的人権を尊重することの大切さ ・ みんなが仲良く暮らす <p>6 国民の義務について学習する。</p> <p>7 学習のまとめをする。 ワークシート5の設問4を活用する。</p>	<p>基本的人権について教科書で調べ記入させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由で平等な権利 ・ 幸せに生きる権利 ・ 憲法で保障された権利 ・ 永久の権利 など <p>新聞記事や教科書にある基本的人権が十分に守られていない事例を話し、事例から基本的人権を尊重することの大切さを理解させる。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>参考資料 「気づく」ことからはじめよう (福島県人権男女共生課発行) 人権について理解を深めるために、障がい者、外国籍住民、感染症患者等の話題を会話形式で解説しているパンフレット。 福島県人権男女共生課ホームページ (http://www.pref.fukushima.jp/jinken/03_sashi/sashi_top.html) からダウンロード可能。</p> </div> <p>基本的人権が守られるために国や県で行っている働き(法律や条例の制定、広報活動等)を理解させる。</p> <p>基本的人権を守るためには、法律や条例以外に、互いに尊重し合うことの大切さにも気付かせる。 人権とは「人間が人間らしく幸せに生きていくために不可欠な権利及び自由」であり、その権利は性別、性格、利き腕、年齢、障がい、言語などの違いから偏見・差別することができないということに気付かせるようにする。 教科書の図を使い、3つの義務について理解させる。</p>

「基本的人権」について考えよう



年 組 名前 ()

1 次の項目について調べてみよう。

「だれもが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利（基本的人権）」とはなんだろう。

基本的人権には、具体的にはどのような権利があるのか調べてみよう。

2 1で調べたことや、基本的人権が守られていない事例を聞いて考えたことを書いてみよう。

3 日常生活の中で私たちにできることはないか考えてみよう。

4 みんなの発表を聞いて思ったこと・考えたことを記入しよう。

男女の平等について考えよう



組 番 名前 _____

学習のめあて

男女の性別にかんげいなく、自分らしさをはっきりできる仕事につく大切さを知ろう。
男女が協力しあって家庭の仕事をする大切さを知ろう。
女の役目、男の役目にこだわらず「自分らしさ」を大切にすることを考える。

学習すること

め ざ だんじょきょうどうさんかくしゃかい
目指せ！男女共同参画社会

めあて すごろくをしながら女らしさや男らしさについて考えてみよう。

- 1 すごろくの説明を聞き、準備をする。
- 2 ゲームスタート！
じゃんけんして順番を決める。
サイコロの目にしたがって、コマをうごかす。
コマがとまったマスの内容を読んで、指示どおりにしたり、みんなに意見を聞いたりする。
ゴールした順にポイントをゲットする。
1位90p 2位60p 3位40p
4位30p 5位20p 6位10p
- 3 女らしさや男らしさについて思ったことを書く。
- 4 自己評価する。

女らしさや男らしさについて、どう思いましたか？

すごろくをしながら、女らしさや男らしさについて考えることができましたか？

とてもよくできた

だいたいできた

あまりできなかった

学習すること

大人になったら・・・

めあて 将来の夢（職業）について考えよう。

- 1 将来の夢アンケート結果をもとに、将来の自分の夢やつきたい職業について話しあう。
- 2 職種を男女別に分ける。
- 3 自分らしく仕事をしている人を知る。

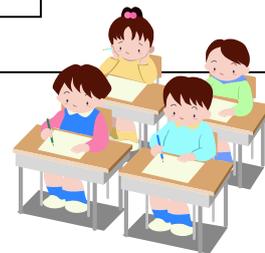
自分らしく仕事をしている人を知って、どう思いましたか？

- 4 感想を話し合う。
- 5 クイズをする。（クイズ1）
- 6 友達の作文を聞く。
- 7 学習後の感想とこれからの自分のめあてを書く。

学習後の感想、これからの自分のめあて

男女にこだわることなく、自分らしさをはっきりできる仕事につくことが大切だということが分かりましたか。

- とてもよく分かった
- だいたい分かった
- あまり分からなかった



学習すること

家庭生活を見つめてみよう！

めあて 家庭の仕事の^{ぶんたん}分担についてふりかえり、家族の協力について考えよう。

- 1 ワークシート2の設問1を記入して、気づいたことを話し合う。
- 2 ワークシート2の設問1の表やデータを見て、家庭の仕事の分担を見直す。
- 3 家事ができるようになるために今やるべきことを考える。

家庭の仕事の分担を見直してみよう。

- 4 今すべきことを発表し合う。
- 5 クイズをする。(クイズ2)
- 6 学習後の感想とこれからの自分のめあてを書く。

家事ができる大人になるためには、どうすればいいと思いますか？

学習後の感想、これからの自分のめあて

家族の一員として自分も協力していくことの大切さが分かりましたか。

とてもよく分かった

だいたい分かった

あまり分からなかった

学習すること

働くことについて考えよう

めあて 希望する職業につくためには、どうしたらよいか考えよう。

- 1 働くことについて家族と話し合ってみよう。
話し合ったことを記入しよう。

自分になりたい職業につくために、どのようにしていこうと思いますか。

- 2 働いている人のお話を聞く。
- 3 仕事のやりがいについてや夢を実現するためにはどうしたらよいかを考える。
- 4 友達の発表を聞く。
- 5 学習後の感想とこれからの自分のめあてを書く。

学習後の感想、これからの自分のめあて

将来つきたい職業につくためには、どのようにしていけばよいかを考えることができましたか。

- とてもよくできた
- だいたいできた
- あまりできなかった



学習すること

ともに生きる社会について考えよう

めあて ともに生きる社会について考えよう。

- 1 お年よりや体の不自由な方の生活を体験する。
- 2 体験して気付いたこと、考えたことを話し合う。

体験学習をとおして、気付いたこと・考えたことを記入しよう。

- 3 ゲストティーチャーの話を聞く。
- 4 話を聞いてぎもんに思ったことなどを質問する。
- 5 ゲストティーチャーの話を聞いて、気づいたこと、考えたことを発表する。
- 6 学習後の感想とこれからの生活の中でいかしていきたいことを書き、発表する。

学習後の感想、これからの生活の中でいかしていきたいこと

わたしたちがくらす社会には、いろいろな立場の方が生活していることが分かりましたか。

とてもよく分かった

だいたい分かった

あまり分からなかった

学習すること

「基本的人権」について考えよう

めあて 「だれもが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利（基本的人権）」について調べ、話し合おう。

- 1 「基本的人権」について調べる。
- 2 基本的人権が尊重^{そんちよう}されていない事例について話を聞く。
- 3 基本的人権について考えたことを記入し、発表する。

基本的人権について考えたことを記入しよう。

- 4 一人ひとりの人権が大切にされるために、自分たちにできることを考える。
- 5 友達の発表を聞く。
- 6 学習後の感想を書く。

一人ひとりの人権が大切にされる社会をつくっていくために、自分たちにできることはどのようなことだと思いますか。

学習後の感想

「基本的人権」の意味を理解することができ、それを尊重することの大切さが分かりましたか。

とてもよく分かった
だいたい分かった
あまり分からなかった



学習をふりかえってみましょう。(チェックリスト)

豊川市小・中学生向けジェンダーチェックリストより抜粋

クラスでは、^{はん}班や席順が男女で分かれてしまうことがあるけど、なぜなのかな?と^{ぎもん}疑問に思う。

名前を呼ばれるとき、男子が先で女子が後になっていることが多いけど、なぜなのかな?と疑問に思う。

先生が「女子(男子)は～」と男女に分けて注意するのを聞くと、なんとなくおかしいと思う。

「やさしい女子、たよりがいがある男子」という言い方は、なんとなくおかしいと思う。

ランドセルの色は、男子は黒、女子は赤の場合が多いけど、自分の好きな色が選べるといいなと思う。

サッカーが好きな女子や、料理の好きな男子がいたって、いいと思う。

運動会の応えん団長には男子になることが多いけど、女子が応えん団長になってもいいと思う。

女子が、リーダーだったり、成績がよかったりすると、「生意気(なまいき)だ」と言うのは、なんとなくおかしいなと思う。

「男のくせに、少しぐらいのことで泣くな」と言うのを聞くと、「男も泣きたいときは泣いてもいい」と思う。

男子だって、洗たくなどの家事ができなくちゃいけないと思う。

チェックをしてみて、気が付いたことを記入してみよう。

お家の人から

教師用指導ポイント集
～男女共同参画社会の形成に向けて～

中学校版

《中学校展開例1》

1 小題材名 家庭の仕事と役割分担について考えよう(技術・家庭科)

2 学習のねらい

自分の家庭生活を振り返り、家庭の仕事や役割について積極的に考えることができる。
家族関係をよりよくする方法を考え工夫することができる。

3 展開例

授業時間の目安 2時間

活用するワークシート ワークシート1

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時のねらいを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家庭の仕事とその役割分担について考えよう。</div> <p>2 グループに分かれ、ワークシート1設問1の場面設定のロールプレイングを行う。 マンガの会話の続きを考えさせる。 各グループごとにロールプレイングの発表を行う。</p> <p>3 グループごとにロールプレイングを行って、どのように思ったか発表する。</p> <p>4 自分の家庭生活を見つめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の仕事には、どのようなものがあるのか。 ・ それらの仕事は、主に誰が行っているのか、ワークシート1設問2に書き込む。 ・ 気付いたことの発表。 ワークシート1の活用 <p>5 家事分担に関するデータを読み取る。 資料2「共働き世帯数の推移」のデータ 資料3「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてのデータ 資料4「夫婦の生活時間」についてのデータ 資料5「育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較」についてのデータ</p>	<p>はじめに、マンガのシナリオどおりに会話させる。生徒に会話の続きを考えさせ、それぞれの役割になりきって、思うままに、会話させる。</p> <p>ロールプレイングを通して、生徒が性別役割分担意識やジェンダーにも気付くよう助言する。</p> <p>自分の家庭生活を振り返らせ、家庭の仕事やその分担の現状を把握させる。 ワークシート1設問2の仕事内容については、各校の実態や実施時期にあわせて項目を加除し活用する。 各家庭の現状を否定することのないように配慮すること。</p> <p>データを正しく読み取ることができるよう適宜、解説する。</p> <p>【参考】 各資料のデータから読み取ることができるのは、次のとおり。 資料2「共働き世帯数の推移」 ・ 夫が雇用者(サラリーマン)世帯の妻の就業状況をみると、昭和55年には男性片働きの世帯数は共働き世帯数の2倍近くあったが、現在は共働き世帯数が上回っている。その背景として、女性の社会進出や経済情勢の変化などがあると考えられる。 資料3「夫婦の役割分担意識」 ・ 1979年調査では、「賛成・どちらかといえば賛成」の割合が7割を超えていたが、2004年調査で、初めて「反対・どちらかといえば反対」(計48.9%)が「賛成・どちらかといえば賛成」(計45.2%)を上回った。2007年調査では、初めて「反対・どちらかといえば反対」(計52.1%)が半数を超えた。 (次ページに続く)</p>

<p>6 家庭における仕事とその分担について、考えたことを話し合う。</p> <p>7 よりよい家族関係を築くにはどうしたらよいか考える。</p>	<p>資料4「夫婦の生活時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短くなっている。 <p>資料5「育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の男性の家事・育児に費やす時間は、世界的に見ても最低の水準である。 <p>ロールプレイングやワークシート1の設問1・2、家事分担に関するデータの読み取りを踏まえた上で、自分の考えをまとめるよう助言する。</p> <p>家族が協力して家事、育児、介護を行う必要があることや、家族が互いに立場や役割を理解し、協力してよりよい家族関係を築くことが大切であることに気付かせる。</p>
---	---

- 2 下の仕事をする人はだれですか？おもにする人、時々（週2～3回）する人、をつけてみましょう。
 そして、3点、1点で、合計点も出してみましょう。

自分から見て	自分								将来の自分
仕事・学年	中1								
内 容									
食料品・日用品の買い物									
食事の準備									
食事の調理									
食事の片付け									
洗濯（洗う）									
洗濯（干す）									
洗濯（取り込む・たたむ）									
洗濯（収納する）									
アイロンかけ									
衣類の修繕（つくろい）									
部屋のそうじ									
風呂そうじ									
トイレそうじ									
ゴミだし									
家計の管理									
育児									
介護									
子どもの学校行事への参加									
子どもの悩み相談									
町内会（地域）行事への参加									
合 計（点）									

一番多く家事労働を行っている人は家族の中のだれでしょう？（ ）
 その他に、家庭の仕事があれば空欄に記入して考えてみましょう。

- 3 今日の授業で学んだことや感じたことをもとに、「よりよい家族関係を築いていくためにはどうしたらよいか」考えてみましょう。
 また、「自分の家族ではどんな工夫をしていったらよいか」についても、考えたことを記入しましょう。

《中学校展開例1（パターン2）》

1 主題名 家族の協力について考えよう（道徳）

2 学習のねらい

家族を思いやる気持ちを育て、よりよい家族関係を築く心情を育てる。

自分の家庭生活を振り返り、家庭の仕事や役割を積極的に考え、家族の一員として、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を養う。

3 展開例

授業時間の目安 1時間

活用するワークシート ワークシート1 - 2

学 習 活 動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の指導ポイント
<p>1 ワークシート1 - 2設問1を記入する。</p> <p>2 設問1を記入し、気付いたことを発表する。</p> <p>3 ワークシート1 - 2の設問2を考える。 ワークシート1 - 2の設問2の資料を読む。 質問1～3について自分の考えを記入する。 記入した答えを発表する。</p>	<p>家庭にどんな仕事があるか考えて見ましょう。</p> <p>家事・育児・介護など家庭の仕事を主に担当しているのは誰ですか。</p> <p>【質問1】 あおばが洗濯物を干している兄を見て驚いたのはなぜでしょう。 (予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 兄が結婚前に家事を手伝ったことがなかったから ・ 男が家事をするとは思わなかったから <p>【質問2】 母親があおばではなく、妹のあきこに手伝いを頼んだのはなぜでしょう。 (予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あきこは女だから ・ あおばにできないと思ったから <p>【質問3】 あおばはどうして手伝おうと思ったのでしょうか。 (予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母ばかり大変だと思った ・ 母に楽しんでもらいたかった ・ 自分も役に立つということを認めてもらいたかった ・ 自分にもできる仕事があると気付いたから 	<p>ワークシートを記入し、家事の分担に偏りが無いか考えさせる。</p> <p>家庭における性別役割分担意識について考えさせる。 家庭における自分の役割について考えさせ、家族を助けることができることに気付かせる。</p> <p>(次ページに続く)</p>

<p>4 自分の生活を振り返る。 ワークシートの設問3 を記入する。</p>	<p>自分の分担する家庭の仕事の内容 や量は適当だと思いますか。 (予想される回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もっとできることがある ・ 十分手伝っている 	
<p>5 教師の説話を聞く。</p>	<p>男女に関わりなく、家族それぞれが 自分にできることをしあい助け合う ことでどう変わるとおもいますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の時間が持てるようになる ・ 家事の負担が軽くなり、お互いに 必要としあうことで家族の大切さ を強く感じるようになる。 	<p>家事・育児・介護にも 男女がともに関わり、家 族が助け合っていくこと が大切である。 実際に家庭で自分がで きることを積極的に行う という意欲につなげる。</p>

家族の協力について考えよう

- 1 下の仕事をする人はだれですか？おもにする人、時々（週2～3回）する人、をつけてみましょう。
 そして、3点、1点で、合計点も出してみましょう。

自分から見て	自分								将来の自分
仕事・学年	中1								
内 容									
食料品・日用品の買い物									
食事の準備									
食事の調理									
食事の片付け									
洗濯（洗う）									
洗濯（干す）									
洗濯（取り込む・たたむ）									
洗濯（収納する）									
アイロンかけ									
衣類の修繕（つくろい）									
部屋のそうじ									
風呂そうじ									
トイレそうじ									
ゴミだし									
家計の管理									
育児									
介護									
子どもの学校行事への参加									
子どもの悩み相談									
町内会（地域）行事への参加									
合 計（点）									

一番多く家事労働を行っている人は家族の中のだれでしょう？（ ）
 その他に、家庭の仕事があれば空欄に記入して考えてみましょう。
 上の表を記入して気付いたことを書きましょう。

2【僕にもできること】

(登場人物) 僕:あおば、兄:ひろし、義姉:兄の妻やよい、あおばの父母、妹:あきこ



(出典：福島県男女共同参画高校生副読本)

(マンガの続き)

「ただいま～。」

あおばが帰宅すると、オフクロが忙しそうに夕飯の支度をしていた。今まで気にもしていなかったけど、オフクロの後ろ姿が、なぜだか前よりも小さくなったような気がした。

「ひろしは元気だったかい?」「うん、義姉さんを手伝って洗濯物なんか干してたよ。」「へえ～あの、ひろしがねえ。」オフクロは、兄貴の変化にちょっと驚いたようだった。

居間では、風呂から上がったオヤジがいつものようにテレビを観ていた。

しばらくして、部活で出かけていた妹のあきこが帰ってくると、オフクロは

「あきこ、着替えたら夕飯の準備を手伝ってちょうだい。今日は仕度するのが遅くなっちゃって。」と声をかけた。

「ん? やっぱり変だぞ。」とあおばは心の中でつぶやいた。オフクロは、さっきからいる僕には何にも言わないで妹にだけ手伝いをたのんでいる。

夕食を食べ終わると、あおばは立ち上がって片付けを始めようとしたオフクロに向かって言った。

「いいから、いいから、オフクロは座っていて、片付けは僕とあきこがやるから。」

「え～、急にどうしたの。雪でも降るんじゃない?!」と妹が驚いた。

「今日、兄貴が家事を手伝っているのを見て思ったんだ。オフクロはオヤジと一緒に働いているのに、帰ってくるといつも風呂の用意や食事の支度をしてるだろ。たまにはオヤジのようにゆっくり休みたいんじゃないかなって。」

「そうかあ。」とオヤジは小さくつぶやいて、ちょっと考え込んでから、

「これまで母さんに甘えすぎていたかもな。ようし、あおば。父さんも皿洗いをするぞ!」と腕まくりをした。

「オフクロ、これからは片付けだけでなく、僕にできることはなるべく手伝うようにするから、何でも言ってよ。」と言いながら、あおばは急に照れくさくなって、あわてて片付けを始めた。

あおばは、「ありがとうね。」というオフクロの声をなんか誇らしいような気持ちで背中で聞いていた。

【僕にもできること】を読んで考えたことを記入しましょう。

【質問1】

【質問2】

【質問3】

3 今日の学習をとおして、気付いたことや家族の協力について考えたことなどを記入しましょう。

《中学校展開例2》

1 題材名 「女らしさ」「男らしさ」ってなんだろう(学級活動)

2 学習のねらい

現在や将来の生き方について社会的性別にとらわれない視点を持つことができる。

性別にとらわれることなく、ひとりの人間としてその個性や能力が尊重されることが大切であることを理解し、人間として互いに協力し尊重し合う態度を養うようにする。

3 展開例

授業時間の目安 1時間

活用するワークシート ワークシート2

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時の内容を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>「女らしさ」「男らしさ」ってなんだろう?</p> </div> <p>2 ワークシート2の設問2について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気付いたことを発表し、話し合う。 <p>3 ワークシート2の設問3について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒自身の経験について考える。 <p>4 ワークシート2の設問4について考え、グループで話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの出来事やメディア(広告・コマーシャル)の中に男女のかたよりがなくはないか考える。 <p>5 グループごとに発表する。</p> <p>6 学習のまとめをする。</p> <p>例) 資料編1の先輩達のメッセージを読み聞かせする。</p>	<p>ワークシート2の設問1の記入を事前に行っておく。</p> <p>自分自身の正直な気持ちで考えさせる。</p> <p>授業の中で回答を生徒にフィードバックする場合は、ワークシート2の設問1の「はい」の数が少ない方が良いといった捉えた方をしないように注意する。</p> <p>「男性」に入れ替えた表現を考えることにより、性別で対になる言葉がないことに気付く。</p> <p>合理的な理由がなく女性の場合のみ性別を示す修飾語句をつけた表現であることに気付く。</p> <p>どんなことを言われたり、言ったりしているかを思い起こさせながら、自分自身にもジェンダーが刷り込まれていることを意識させる。</p> <p>身近な出来事やメディアの情報の中にも固定化された「女らしさ」「男らしさ」があることに気付かせるとともに、情報を主体的に活用することの大切さも理解させる。</p> <p>ワークショップの話し合いに必要な材料(雑誌、新聞広告、マンガ等)を持参させてもよい。</p> <p>メディア・リテラシー 用語解説資料編 P19</p> <p>例)・ 調理系や洗剤系のCMには女性が出演していることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に関わる事件は「美人」等の形容詞がつくことが多い。 <p>各グループの意見を大切に、自由に発表出来るような雰囲気づくりをする</p> <p>性別にとらわれることなく、ひとりの人間としてその個性や能力を発揮することができるようにするための実践のめあてが立てられるようにする。</p>

「女らしさ」、「男らしさ」ってなんだろう



年 組 名前 ()

1 次の質問について、あなたはどのように思いますか？あなたの気持ちに近いものを選んでください。

質問	はい	いいえ
生徒会長や学級委員長は男子の方が向いていると思う。		
行事の受付は女子がいいと思う。		
合唱コンクールで男子がピアノ伴奏をしていると違和感がある。		
テレビのドラマに感動し、男子が涙を流すのは恥ずかしいと思う。		
力仕事は男にまかせた方がいいと思う。		
女子はあまりでしゃばらないほうがいいと思う。		
結婚したら、家事や育児は一緒にしたいと思う。		
結婚したら、男は家族を養うものだと思う。		
これからの男子は、料理や洗濯ができなくてはだめだと思う。		
やっぱり女子の幸せは結婚だと思う。		

2 次の表現の「女性」を表す言葉を「男性」を表す言葉に入れ替えてみましょう。

女 医 () 女流作家 ()

女性弁護士 () ママさんバレーボール ()

花嫁修業 ()

気付いたことを書いてみましょう。

3 「男だから」「女だから」と言ったり、言われたりすることはありますか。

また、そういう言葉は、どのようなときに言われますか。

・言われたことが ある ・ ない

・言われたことがある人に聞きます。どのようなときに言われますか。

4 身の回りの出来事やメディア（広告やコマーシャル）の中に男女のかたよりがないか思い出しながら、考えてみましょう。

いろいろな情報	どんなことを考えますか？かたよりはありますか？
小学校時代の学級名簿の順番は	男子が先、女子が後。男女混合など。
アイスのコマーシャル	アイスのコマーシャルは女の子の出演が多い、など。
料理のコマーシャル	母親が料理を作っている場面が多い、最近は父親も料理を作っている場面がある、など。
やせる薬の広告	女性が広告に使われていることが圧倒的に多い、など。
栄養ドリンクのコマーシャル	働くサラリーマンが出演するコマーシャルが多い、など。
シャンプーのコマーシャル	若い女性が出演するコマーシャルが多い、など。
風邪薬のコマーシャル	女性が出演するコマーシャルが多い、など。

設問4を考えて、どのような感想を持ちましたか？

5 性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮するために気をつけることを書いてみましょう。

《中学校展開例3》

1 題材名 ジェンダーについて考えよう(学級活動)

2 学習のねらい

ジェンダーを理解し、現状を認識することにより固定的役割分担意識等に気付き、望ましい男女共同参画社会の在り方について考えることができる。

3 展開例

授業時間の目安 1時間

活用するワークシート ワークシート3

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時のねらいを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料から男女平等について考えてみよう。</div> <p>2 資料を見て、気付いたことをワークシート3に記入し、発表する。 (資料8～資料12を抜粋して提示する。) 例1)資料8「女性の年齢階級別労働力率」のグラフ(日本)を見る。 資料8を見て、気付いたことを発表する。 なぜ、30歳代になると労働力率が低下するのか考え、発表する。 日本と外国とを比較し、日本の現状を把握する。</p> <p>例2)資料10や資料12を提示し、日本と諸外国と比較する。 気付いたことを発表する なぜそのような現状なのかを考える。</p> <p>3 ジェンダーについての説明を聞く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ジェンダー：生物学的な性差に対し、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担など社会的、文化的につくられた性差</div> <p>4 生活の中で、男女の役割の違いについておかしい・変だと感じることを考え、望ましい社会の在り方について話し合う。</p> <p>5 望ましい社会に向け、自分なりのめあてを決め、発表する。</p>	<p>女性の労働力率は、30歳代を底とするM字カーブを描いていることを説明する。 日本では、依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が多いことを理解する。 アメリカ・ドイツ・スウェーデンでは、M字のくぼみが見られないことを説明する。欧米諸国では、出産・育児期の落ち込みは見られず、その要因として、仕事と子育ての両立支援策の充実等女性が働きやすい環境が整備されていること等が考えられることを説明する。 日本は管理的職業に従事する女性の割合が諸外国と比較し少ないこと、男女の賃金格差が諸外国と比較し大きいことなどを理解させる。</p> <p>男女平等による社会の在り方を考えさせ、現実の状況を確認させる。 各グループで考えた男女の役割の違いについておかしいと感じたことを発表させ、望ましい社会の在り方についてまとめる。 これまでの生活を振り返り、具体的な実践目標が立てられるようにする。</p>

ジェンダーについて考えよう



年 組 名前 ()

生物学的な性差に対し、「男は仕事・女は家庭」といった性別による固定的役割分担など社会的、文化的につくられた性差を「ジェンダー」といいます。

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった性別による固定観念にとらわれず、男女がお互いに対等なパートナーとして尊敬し協力しあう社会、男女が共に自らの可能性を伸ばし、共に力を発揮して喜びも責任も分かち合う社会（男女共同参画社会）について、考えてみましょう。

- 1 資料から、どのようなことを感じましたか。

- 2 私たちの生活の中で、男女の役割の違いについて「変だな」と思うことを調べてみましょう。調べた内容について、みんなで話し合ってみましょう。

	変だなと思うこと	どのようになるとよいと考えますか
1		
2		
3		
4		

- 3 今日の学習で思ったことをまとめましょう。

- 4 望ましい社会に向け、自分なりに取り組むことを書いてみましょう。

《中学校展開例3（パターン2）》

1 主題名 男女の協力について考えよう（道徳）

2 学習のねらい

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重しあい、男女が協力しあって生活しようとする態度を育てる。

3 展開例

授業時間の目安 1時間

活用するワークシート ワークシート3 - 2

学 習 活 動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の指導ポイント
<p>1 ジェンダーについて考える。 ワークシートの設問1・2を記入する。 ワークシートの設問1・2で記入した内容を発表する。</p> <p>2 資料（ワークシート3 - 2の設問3）を読んで話し合う。 資料を読んで、気付いたこと・考えたことを記入する。（自己の振り返り） 資料を読んだ感想を発表し話し合う。</p>	<p>「～ができるのは男(女)だけだ。」 「男(女)は～してはいけない。」 ということはありませんか。文章を完成させながら考えてみよう。 「男だから」「女だから」ということで、不公平な体験や得したことはありますか。 (予想される回答・設問1) ・ 子どもを産むことができるのは女だけだ。 ・ 育児は男にはできない。 (予想される回答・設問2) ・ 家事の分担で、女きょうだいは、両親にたくさん任されるが、男はあまり任されないのが楽しい。 ・ サッカーが好きなのに、女子サッカー部がないので、部活に入れなかった。</p> <p>学校での様々な場面で役割を性別で分けていることはないでしょうか。例えば、文化祭の準備や理科の実験の役割分担はどうですか。 (予想される回答) ・ 男子は大道具係・女子は衣装係 ・ 男子は実験・女子は記録 (予想される回答) ・ 今まで性別で分けて考えていた。 ・ 男だから、女だからといって決めつけてはいけない。</p>	<p>自分の生活を振り返りながら、固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか考える活動を通し、学習の方向付けを行う。</p> <p>発表後、 設問1については、なぜ、どのように答えたか理由を発表させる。 設問2については、不公平な体験・良かった、得した体験を通して感じたことを発表させる。</p> <p>ワークシート3 - 2 設問3のは、平成17年に福島県男女共同参画ティーンズメッセージ事業の中学生部門の最優秀作品。郡山市の中学2年生の女子生徒から寄せられたメッセージ。</p> <p>学校での役割を性別で分けていないかなど身の回りの生活におけるジェンダーについて、生徒が考える際のヒントを与える。また、男女が協力してよかった経験などを思い起こさせる。</p> <p>(次ページに続く)</p>

<p>3 教師の説話を聞く。</p>	<p>「男だから」「女だから」と決めつけてしまうと、自分がしたいことができなったり、選択が狭められて個人が持てる力を十分に発揮できません。</p> <p>性別による固定観念にとらわれず、男女がお互いに対等なパートナーとして、尊敬し共に生きる社会を築いていくことが大切です。</p>	<p>左記のような観点で教師の体験談等を含めて話すと効果的である。</p>
--------------------	--	---------------------------------------

男女の協力について考えよう

年 組 名前()

生物学的な性差に対し、「男は仕事・女は家庭」といった性別による固定的役割分担など社会的、文化的につくられた性差を「ジェンダー」といいます。
「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった性別による固定観念にとらわれず、男女がお互いに対等なパートナーとして尊敬し協力しあう社会を築くことについて、考えてみましょう。

- 1 次の文を完成させてみましょう。

_____ができるのは男(女)だけだ。

_____は男(女)にはできない。

男(女)は_____してはいけない。

男(女)は_____すべきだ。

- 2 あなたが今まで「男だから」「女だから」ということで受けた不公平な体験と、良かった・得た体験を書いてみましょう。

不公平な体験

--

良かった・得た体験

--

4 資料を読んで感じたこと、考えたことを記入しましょう。

《中学校展開例4》

1 題材名 人権について考えよう(学級活動)

2 学習のねらい

疑似体験を通して、社会は多様な人から成り立っていることや様々な人の立場を理解し、人権が尊重される社会の形成について考えることができる。

3 展開例

授業時間の目安 2(1)時間

活用するワークシート ワークシート4

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時の内容を確認する。 社会は、多様な人々で構成されていることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業、年齢、性別、体格、障がい、言語 等 本時の学習のねらいを知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>疑似体験を通して、人権が尊重される社会づくりについて考えよう</p> </div> <p>2 疑似体験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> アイマスクをつけて教室を歩く。 目隠しで、ギザギザがついているシャンプーの容器や缶ビールの点字に触れる。 車いすに乗って廊下を移動する など 1時間扱いとする場合は、別時に行う。 <p>3 体験して気付いたこと、考えたことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> こわい、不安 まわりの環境がわからない まわりの人のサポートが必要 	<p>事前に体の不自由な方に対する意識やボランティアに対する考えについてアンケート調査を行う。</p> <p>体の不自由な方に対して、同情心を持って接したり、逆に尊敬しなければならないという特別な意識を持つのではなく、人は、性別・体格・利き腕・年齢・障がい・言語などあらゆる面で一人ひとりが異なっている多様な存在であることについて生徒が理解を深めるように教師も意識して授業を展開する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>シャンプー容器には、リンスと区別するためにギザギザがついている。目が不自由であろうとなかろうと誰にとっても便利なデザインとなっている。</p> <p>缶ビールには、ジュースやお茶の缶と間違わないように、点字で「ビール」と書いている。</p> <p>これらは、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れてつくられたものである。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【ユニバーサルデザイン】 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なように製品や環境をデザインする考え方のこと。</p> </div>

<p>4 ゲストティーチャーの話を聞く。</p> <p>5 ゲストティーチャーの話を聞いて、分かったことや感じたこと、望ましい社会の在り方について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まわりのサポートがあれば、自立した生活ができる ・ 偏見の目で見るとはならず、助け合うことが大切 ・ だれにでも自分らしく生きる権利があるなど <p>6 人権を大切にしながら生活していくための自分なりのめあてを決め、発表する。</p>	<p>ゲストティーチャーに、福祉の在り方やともに生きるための望ましい社会の在り方について話していただく。</p> <p>ゲストティーチャーをお願いすることができない場合は、ビデオ（写真）を紹介する。</p> <p>ゲストティーチャーを探す際の相談窓口 参考3～6の頁（福島県体験活動・ボランティア推進センター、各市町村社会福祉協議会窓口一覧）を参照のこと。</p> <p>話を聞いて疑問に思うこと等について、質問をさせた後、感想を書かせる。</p> <p>人権とは「人間が人間らしく幸せに生きていくために不可欠な権利及び自由」であり、その権利は性別、性格、利き腕、年齢、障がい、言語などの違いから偏見・差別することができないということに気付かせるようにする。</p> <p>これまでの生活を振り返り、具体的な実践目標が立てられるようにする。</p>
---	--

この展開例4は、展開例1～3のいずれかを実施したうえで、男女共同参画の視点からさらに広い意味での人権について理解を深めることができる。

人権について考えよう



年 組 名前 ()

- 1 今日の体験（アイマスク・車いすなど）をしてみて気付いたこと・考えたことを書いてみましょう。

気付いたこと	
考えたこと	

- 2 ゲストティーチャーの話を聞いて疑問に思ったことなどを書いてみましょう。

--

- 3 ゲストティーチャーの話を聞いて、どのような感想を持ちましたか。

--

- 4 これからの生活の中で大切にしたいことを書いてみましょう。

人権が尊重される社会の形成のために何ができるかについて など

--

《中学校展開例5》

1 題材名 進路について考えよう(学級活動)

2 学習のねらい

夢実現のための進路について関心を持ち、意欲的に取り組む姿勢を持つことができる。

進路を考えるにあたり、性別にとらわれることなく、自分の興味関心・希望にあった職業を選択する視点を持つことができる。

3 展開例

授業時間の目安 2時間

活用するワークシート ワークシート5

学習活動・内容	教師の指導ポイント
<p>1 本時のねらいを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">進路について考えよう。</div></p> <p>2 自分の夢について確かめる。 設問・・あなたが将来就きたい職業は？ ワークシート5 設問1の記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の進路選択について考える。 ・ 夢・適性・道筋・仕事の内容・現在の課題など <p>3 自分の将来の夢を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なりたい自分の夢と現実について <p>4 ワークシート5の設問2を記入し、発表する。</p> <p>5 ジェンダーについての説明を聞く。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ジェンダー：生物学的な性差に対し、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担など社会的、文化的につくられた性差</div></p>	<p>自己の夢ばかりでなく、適性等の諸条件を勘案し、なりたい自分を捉えさせる。 可能性を大切にさせ、現在の自分について考えさせ、将来解決しなければならない課題を検討させる。</p> <p>将来の夢を発表させることで、職業の選択にも個性があらわれていることに気付かせる。 個人の発表内容を尊重し性差による固定思考や実現可能か不可能か等の判断はさせないようにする。</p> <p>職業を選択する際に、無意識に男女の差で選択していないか気付かせる。</p>

<p>6 性差にとらわれず自己実現した人生の先輩の体験談(ゲストティーチャーの活用)を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の先輩たちの経験談 ・ 保護者による経験談 	<p>私たちの社会には、人の数だけ様々な生き方があり、性別にとらわれず自分らしさを大切にそれぞれの生き方を選択し、自己実現していくことの大切さに気付かせる。</p> <p>また、希望がもてる示唆に富む体験談としたい。</p> <p>体験談を読むことでもよい</p> <p>様々な職業の方々の体験談を聞くこと・読むことが重要。</p> <p>ゲストティーチャーを探す際の相談窓口 参考3～6の頁を参照のこと。</p> <p>参考資料 内閣府男女共同参画局作成ビデオ「広がる未来！私が選ぶ チャレンジする女性たち」：宮坂金職人や生物物理化学者など5名の女性が紹介されている。福島県人権男女共生課でも貸出可。内閣府男女共同参画局ホームページ（http://www.gender.go.jp/c-challenge/video/）に概要が掲載されている。</p>
<p>7 学習のまとめをする。</p>	<p>本時の学習を振り返りながら、卒業後の進路実現に向け、どのようなことをすればよいか考え、発表させる。</p>

進路について考えよう



年 組 名前 ()

1 中学校を卒業後の進路について考えてみましょう。

1	自分が考える進路	
2	将来つきたい職業	

2 次の仕事は、だれがつくと思いますか？ をつけてみましょう。その理由も考えてみましょう。



(出典：福島県男女共同参画高校生副読本)

	仕事	男性	女性	どちらでも	理由
1	病院の医者				
2	病院の看護師				
3	幼稚園・保育園の先生				
4	家庭科の先生				
5	宇宙飛行士				
6	トラック・ダンプの運転手				
7	レスキュー隊・消防士				
8	裁判官				
9	政治家				
10	研究者・学者				

3 ゲストティーチャーの話聞いた感想を書いてみましょう。

4 今日の学習で、職業を選択するときに、どのようなことを大切にしていきたいと思いましたが。また、卒業後の進路実現のためにどのようなことをすればよいか考え、書いてみましょう。

教材の活用事例

《教材展開例》

授業時間の目安 1時間（学級活動）

活用するワークシート ワークシート1

学習活動・内容	教師の指導ポイント
1 本時のねらいを確認する。 すごろくをしながら女らしさや男らしさについて考えてみよう。	A 3判のすごろく台紙をコピーし、子ども達に配付しておくといよい。
2 ゲームの進め方を確認する。	ゲームをしながら、それぞれのトピックや問題カードについて話し合い考えることが大切であることを指示する。 保護者に考えてもらう問題を宿題とする。
3 グループに分かれ、教師がサイコロを振りクラス全員でゲームを進めていく。	クラス全員が同じトピックやクイズを解いていくため、ゲームの途中で意見を出し合ったり考えたりしながら進めていくことができる。 それぞれが気付いたこと・考えたことの背景にも触れる。 性別による固定的役割分担意識に気付かせる。
4 感想をまとめる。	本時の活動や今までの活動を振り返り、考えたことや、友達の意見から気付いたこと、考えが深まったことをワークシートまたはシラバスに記入させる。
5 学習のまとめをする。	性別にとらわれることなく、自分らしく生きていくことや、男女が協力し合うことの大切さに気付かせる。

A 3判のすごろく台紙をはじめとしたすごろくセットをコピーし、6人程度のグループに分かれてすごろくゲームを行うこともできる。

少人数グループですごろくゲームを実施する場合は、「グループ」という語を「人」と読み替えて、ゲームを行うように説明すること。

保護者と考える問題については、後日、振り返りの時間を設けるとよい。

【ワークシート1】



目指せ！男女共同参画社会 すぐろくの答えを考えてみよう。

	答え	答えを選んだ理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		

【ワークシート1】

目指せ！男女共同参画社会 すぐろくの答えを考えてみよう。



問題カード の番号	答え
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

おうちの人といっしょに考えてみよう。

問題カード の番号	答え
9	
10	
11	
12	

友だちの意見の中に、自分が気付いたこと以外のことはありませんでしたか？
自分では気付かなかった友達の気付きを書いてみよう。

--

【すぐろく問題カードの答え】

問題カードその1

看護師

助産師

保育士

客室乗務員又はキャビンアテンダント・フライトアテンダント

フロアスタッフ

問題カードその2

テニス・卓球・バドミントン

問題カードその3

女子選手の参加はなし

問題カードその4

家庭の中で、お母さんがお父さんの言うことを聞かなかったとき、お父さんが暴力を使って言うことを聞かせても、罪にはならない？

罪になる

罪にはならない

答え

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるにもかかわらず、これまで長い間「家庭内の問題」とされ、暴力であるという認識がなされませんでした。しかし、平成13年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、同法で「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と前文で明らかにしています。

配偶者からの暴力

配偶者・・・男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。

暴力・・・身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

問題カードその5

男の人は、育児休業（仕事をしている人が赤ちゃんを育てるために仕事を休むこと）をとることができる？

とることができる

とることができない

答え

育児休業の解説

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間（一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間。）育児休業を取得することができます。

妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは、男性労働者も育児休業を取得することができます。

問題カードその6

男女共同参画社会とは、どのような社会かな？

男性は外で仕事をし、女性は家で家庭の仕事（家事や育児）をする社会

男女がおたがいに対等なパートナーとして尊敬し、協力し合いながら、活やくできる社会

男性同士、女性同士が結婚できる自由を認める社会

答え

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法前文で、男女共同参画社会を「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会と定義しています。

また、第6条では、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。」としています。

問題カードその7・8

イラストを見て考えよう。感じたことを発表したり、ワークシートに記入しよう。

〔解説〕普段何気なく目にしているイラストの中に、「女性の役割」「男性の役割」という固定的なイメージが含まれている場合があることについて考える問題です。子育てを女性だけの役割、責任として性別によるイメージで表現していないか、職場において、男性は中心的業務、女性は補助的業務（会議に出席するのは男性だけで、お茶くみは女性の役割など）というように固定的な性別役割分担で表現していないか、男女共同参画の視点から、一度、身の回りのメディアについて考えるきっかけとしていただければと思います。

問題カードその9～その12は、家庭であらためて問題について理由を含め考えていただきたいと思います。

なお、その12については、考察が難しい部分があると思いますので、問題の意図を説明します。

女性は男性と比較して、トイレを使用する時間が長いため、男女同数のトイレが設置されていたとしても、女子トイレに長い行列ができることが度々あります。

災害時に女子トイレが大混雑する理由として、上記のような男女のニーズの違いがあるにもかかわらず、トイレを設置する等の災害時の対策を考えるメンバーに女性が少なく女性の意見が反映されていないことが考えられます。

あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見がバランスよく反映されることが必要です。

なお、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など過去の災害経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中したことや支援する側に女性が少なく男女のニーズの違いを把握した対策が行われなかったなどの問題が明らかになりました。そのため、こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制の確立が求められています。

すぐろくの問題カードの問題が足りない場合に、下記の問題を御活用ください。

【問題カード例】

1 ある町の図書館で火災がおこりました。消防車がかけつけ、消防士たちが救助活動を行いました。そのうち、消防士の一人が図書館から助けた子どもを見て、とても驚きました。なんとその子どもは消防士の息子だったのです。

その後、元気になった子どもに、友達の一人が「お父さんに助けてもらって無事だったんだね。よかったね。」言いました。

すると、その子どもは「え？」ととても不思議そうな顔をしました。なぜでしょう。

(答) 消防士の仕事をしているのは子どものお母さんだから

2 しんいちくんには、お兄さんとお姉さんがいます。友達に二人の職業のことをたずねられたしんいちくんは「検事とケーキ屋さんでケーキ職人をしているよ」と答えました。

すると友達は「お姉さんがつくるケーキを食べてみたいな」と言いましたが、しんいちくんは不思議な顔で、「姉さんはつくれないよ」と答えました。

しんいちくんはうそをついていません。なぜでしょう。

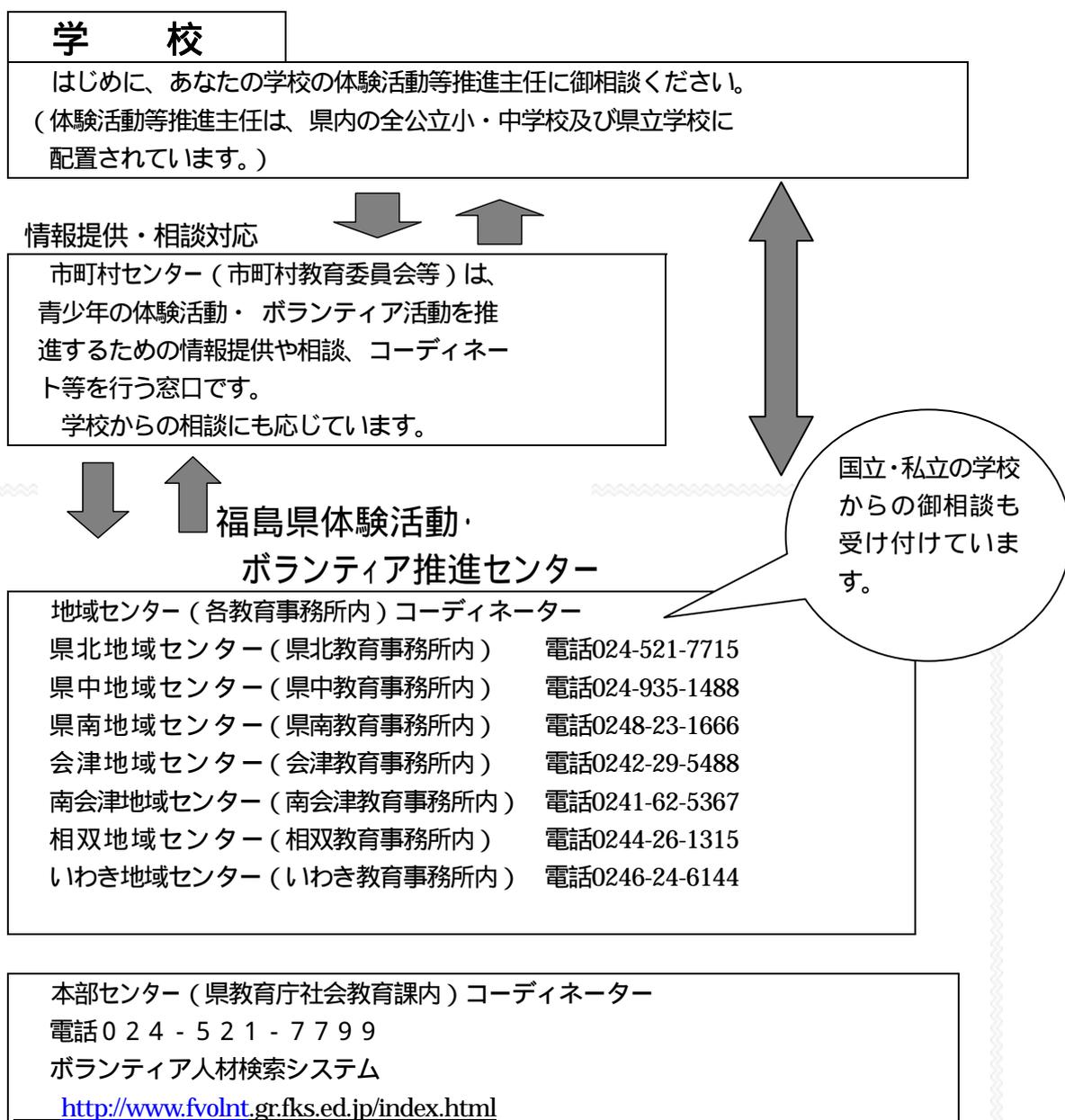
(答) しんいちくんのお姉さんが検事で、お兄さんがケーキ職人だから

ゲストティーチャーをお探しの時には・・・

ゲストティーチャーを探すための窓口のひとつとして、福島県教育委員会は「福島県体験活動・ボランティア推進センター」を設置しています。本部センターは、福島県教育庁社会教育課に、地域センターは各教育事務所にあります。

福島県教育庁ホームページのボランティア人材検索システムで、希望される分野での人材の検索ができます。地域センターにお問い合わせください。コーディネーターが御相談に応じます。

市町村センターでもゲストティーチャー探しの御相談を受け付けています。



「次代の親づくり推進委員会」委員（敬称略・五十音順）

【平成18年度】（所属・職名はH18.4現在）

所属・職名	氏名
伊達市立梁川小学校教諭	石幡 良子
中学校長会事務局庶務 （福島市立吾妻中学校長）	川崎 康宏
県教育庁教育指導領域学習生活指導グループ参事	菅家 敏之
郡山市立安積中学校教諭	千代田 幸子
福島大学行政政策学類教授	辻 みどり
桜の聖母短期大学生生活科学科教授	西内 みなみ
県教育庁生涯学習領域社会教育グループ参事	西間木 薫
小学校長会事務局次長 （福島市立三河台小学校長）	野崎 修司
NPO 法人こころの森副理事長	渡部 栄子

委員長

【平成19年度】（所属・職名はH19.4現在）

所属・職名	氏名
古殿町立大久田小学校教頭	石幡 良子
県教育庁生涯学習領域社会教育グループ社会教育主事	小河原 健一
柳津町立西山中学校教頭	武田 光弘
郡山市立安積中学校教諭	千代田 幸子
福島大学行政政策学類教授	辻 みどり
桜の聖母短期大学生生活科学科教授	西内 みなみ
県教育庁教育指導領域学習生活指導グループ指導主事	森田 晶代
飯舘村立白石小学校教頭	横山 修
NPO 法人こころの森副理事長	渡部 栄子

委員長

【平成20年度】（所属・職名はH20.4現在）

所属・職名	氏名
古殿町立大久田小学校教頭	石幡 良子
県教育庁学校生活健康課指導主事	金成 智子
会津坂下町立第二中学校教頭	小島 靖
郡山市立安積中学校教諭	千代田 幸子
福島大学行政政策学類教授	辻 みどり
桜の聖母短期大学生生活科学科教授	西内 みなみ
県教育庁社会教育課社会教育主事	湯田 眞佐利
飯舘村立白石小学校教頭	横山 修
NPO 法人こころの森副理事長	渡部 栄子

委員長

指導ポイント集・教材の活用状況について

御協力いただける場合は、下記の項目について御記入のうえ、福島県生活環境部人権男女共生課まで、お送りください。

(FAX : 0 2 4 - 5 2 1 - 7 8 8 7 E-mail : jinken@pref.fukushima.jp)

学校名 : ()

氏 名 : ()

担当学年 : () 担当教科 : ()

1 この指導ポイント集を授業で活用されましたか。

活用した

活用しなかった

2 活用した方にうかがいます。どのように活用しましたか。

活用した教科等	
授業の内容	
授業に取り組んだ時間数	
指導ポイント集の感想・御意見	
児童・生徒の感想等	

3 活用されなかった方にうかがいます。活用しなかった理由をお聞かせください。

--

4 指導ポイント集、教材について御意見・御要望等があれば記入願います。

--

(問い合わせ先)

福島県生活環境部人権男女共生課

住 所：〒960 - 8670
福島県福島市杉妻町2番16号

電 話：024 - 521 - 7188

FAX：024 - 521 - 7887

(ホームページ) <http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>

福祉教育・ボランティア学習を行う場合には・・・

社会福祉協議会では、これまでのノウハウを活かし、学校において、福祉やボランティア活動を学習する際の支援をさせていただきますので、お気軽に御相談ください。

	社協名	郵便番号	住所	電話	FAX
1	福島市社会福祉協議会	960-8002	福島市森合町10-1 福島市保健福祉センター内	024-533-8877	024-533-8879
2	二本松市社会福祉協議会	964-0906	二本松市若宮2丁目69	0243-23-7867	0243-23-7988
3	伊達市社会福祉協議会	960-0612	伊達市保原町字宮下111-2	024-576-4050	024-574-3525
4	本宮市社会福祉協議会	969-1126	本宮市字馬場74-1 福祉会館内	0243-33-2006	0243-33-5260
		10月1日 ～	本宮市本宮字千代田60-1	0243-33-2006	0243-33-5260
5	桑折町社会福祉協議会	969-1643	桑折町大字谷地字道下22 保健福祉センター内	024-582-1155	024-581-0256
6	国見町社会福祉協議会	969-1761	国見町大字藤田字南44-1	024-585-3403	024-585-1555
7	川俣町社会福祉協議会	960-1436	川俣町字川原田19-2 老人福祉センター内	024-565-3761	024-565-3793
8	大玉村社会福祉協議会	969-1302	大玉村玉井字東三合目19 大玉村総合福祉センターさくら内	0243-68-2100	0243-68-2103
9	郡山市社会福祉協議会	963-8024	郡山市朝日一丁目29-9 郡山市総合福祉センター内	024-932-5311	024-932-6768
10	須賀川市社会福祉協議会	962-8509	須賀川市中町6-1 須賀川市総合福祉センター内	0248-88-8211	0248-88-8212
11	田村市社会福祉協議会	963-4312	田村市船引町船引字東中子縄7	0247-81-2166	0247-81-2167
12	鏡石町社会福祉協議会	969-0404	鏡石町旭町161 鏡石町老人福祉センター内	0248-62-6428	0248-62-6428
13	天栄村社会福祉協議会	962-0503	天栄村大字下松本字富士見山15-1 老人福祉センター内	0248-82-2826	0248-82-2832

	社協名	郵便番号	住所	電話	FAX
14	石川町社会福祉協議会	963-7854	石川町字松木下88	0247-26-3793	0247-26-3793
15	玉川村社会福祉協議会	963-6315	玉川村大字中字入山59 ふれあいセンター内	0247-57-4410	0247-57-4427
16	平田村社会福祉協議会	963-8205	平田村大字永田字戸花150 地域福祉センター内	0247-55-3500	0247-55-3519
17	浅川町社会福祉協議会	963-6216	浅川町大字袖山字森下288	0247-36-3163	0247-36-3173
18	古殿町社会福祉協議会	963-8304	古殿町大字松川字横川101 コスモス荘内	0247-53-4394	0247-53-4860
19	三春町社会福祉協議会	963-7756	三春町字南町1 三春町福社会館内	0247-62-8586	0247-62-8640
20	小野町社会福祉協議会	963-3401	小野町大字小野新町字美売57-1	0247-72-6866	0247-71-0471
21	白河市社会福祉協議会	961-0054	白河市字北中川原313	0248-22-1159	0248-21-0225
22	西郷村社会福祉協議会	961-8091	西郷村熊倉字折口原96-1	0248-25-5454	0248-48-0207
23	泉崎村社会福祉協議会	969-0101	泉崎村大字泉崎字山ヶ入101 泉崎村保健福祉総合センター内	0248-54-1555	0248-54-1353
24	中島村社会福祉協議会	961-0102	中島村大字滑津字二ツ山65-3 中島村総合福祉センター内	0248-52-3400	0248-51-1772
25	矢吹町社会福祉協議会	969-0236	矢吹町一本木100-1 保健福祉センター内	0248-44-5210	0248-44-5827
26	棚倉町社会福祉協議会	963-6131	棚倉町大字棚倉字中居野68-1	0247-33-2623	0247-23-1525
27	矢祭町社会福祉協議会	963-5118	矢祭町大字東館字南沢25-2	0247-34-1050	0247-34-1060
28	塙町社会福祉協議会	963-5405	塙町大字塙字材木町32	0247-43-2154	0247-44-1002
29	鮫川村社会福祉協議会	963-8401	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入35 高齢者総合福祉センター内	0247-49-3600	0247-49-3700
30	会津若松市社会福祉協議会	965-0873	会津若松市追手町5-32	0242-28-4030	0242-28-4039
31	喜多方市社会福祉協議会	966-0043	喜多方市字上江3646-1	0241-23-3231	0241-23-3296
32	北塩原村社会福祉協議会	966-0402	北塩原村大字大塩字堀田山8518-93	0241-28-3755	0241-33-2070
33	西会津町社会福祉協議会	969-4406	西会津町野沢字如法寺乙3590 2 老人憩の家内	0241-45-4259	0241-45-4259
34	磐梯町社会福祉協議会	969-3301	磐梯町大字磐梯字漆方1054 磐梯町老人福祉センター内	0242-73-2181	0242-73-2181
35	猪苗代町社会福祉協議会	969-3141	猪苗代町字磐里字六角78-1	0242-62-5168	0242-62-5183
36	会津坂下町社会福祉協議会	969-6531	会津坂下町字上口470-1 会津坂下町老人福祉センター内	0242-83-1368	0242-83-1368

	社協名	郵便番号	住所		電話	FAX
37	湯川村社会福祉協議会	969-3544	湯川村大字清水田字川入8	高齢者コミュニティセンター内	0241-27-8890	0241-27-8890
38	柳津町社会福祉協議会	969-7201	柳津町大字柳津字下荒町甲1111	健康福祉プラザ銀山荘内	0241-42-3418	0241-42-3418
39	三島町社会福祉協議会	969-7511	三島町大字宮下字下乙田889	高齢者生活福祉センター「福寿草」内	0241-52-3344	0241-52-3343
40	金山町社会福祉協議会	968-0006	金山町大字中川字沖根原1324	金山町老人福祉センター内	0241-55-3336	0241-55-3412
41	昭和村社会福祉協議会	968-0104	昭和村大字小中津川字石仏1836	保健医療福祉総合センター「すみれ荘」内	0241-57-2655	0241-57-2649
42	会津美里町社会福祉協議会	969-6215	会津美里町下堀字中川360-4	高田ふれあいセンター内	0242-54-2940	0242-55-1615
43	下郷町社会福祉協議会	969-5206	下郷町大字湯野上字杉ノ内乙548	いきいきランドしも郷	0241-69-5111	0241-69-5113
44	檜枝岐村社会福祉協議会	967-0523	檜枝岐村字下ノ台401-4	檜枝岐村医療福祉センター内	0241-75-2382	0241-75-2086
45	只見町社会福祉協議会	968-0442	只見町大字長浜字唱平60	只見町社会福祉活動センター「やまびこ」内	0241-84-7006	0241-71-7055
46	南会津町社会福祉協議会	967-0004	南会津町大字田島字中町甲3918-1	南会津町福祉ホール内	0241-62-4169	0241-62-4189
47	相馬市社会福祉協議会	976-0013	相馬市小泉字高池357	相馬市総合福祉センター内	0244-36-5033	0244-36-3109
48	南相馬市社会福祉協議会	975-0011	南相馬市原町区小川町322-1		0244-24-3415	0244-24-1271
49	広野町社会福祉協議会	979-0408	広野町中央台一丁目4-1	老人福祉センター内	0240-27-2789	0240-27-4537
50	檜葉町社会福祉協議会	979-0604	檜葉町大字北田字鐘突堂5-5	檜葉町保健福祉会館内	0240-25-4157	0240-25-4620
51	富岡町社会福祉協議会	979-1112	富岡町中央一丁目8-1	総合福祉センター内	0240-22-5522	0240-22-4870
52	川内村社会福祉協議会	979-1202	川内村大字下川内字坂シ内133-5		0240-38-3802	0240-39-0556
53	大熊町社会福祉協議会	979-1308	大熊町大字下野上字大野557-1	大熊町老人福祉センター内	0240-32-5377	0240-32-6782
54	双葉町社会福祉協議会	979-1471	双葉町大字長塚字谷沢町35-1	双葉町老人福祉会館内	0240-23-0333	0240-23-0356
55	浪江町社会福祉協議会	979-1521	浪江町大字権現堂字矢沢町6-1	ふれあいセンターなみえ内	0240-34-4685	0240-35-5555
56	葛尾村社会福祉協議会	979-1602	葛尾村大字落合字菅ノ又6-1	葛尾村地域福祉センター内	0240-29-2020	0240-29-2048
57	新地町社会福祉協議会	979-2702	新地町谷地小屋字樋掛田40-1	保健センター内	0244-62-4213	0244-63-2285
58	飯舘村社会福祉協議会	960-1803	飯舘村伊丹沢字伊丹沢571		0244-42-1021	0244-42-1040
59	いわき市社会福祉協議会	970-8026	いわき市平字菱川町6-4		0246-23-3320	0246-35-5031

福島県男女共生センター 図書室小・中学校向け映像資料一覧

分類	タイトル	販売元	版年	時間	所蔵数	備考
11	ナオミさんはふたり前!? 私のお母さんはふたり前で～す!!	学習研究社	1997年版	20分	1	親業 家事労働
11	何でもなれるゾ! 女の子、男の子	ビデオ工房 AKAME	1992年版	25分	1	職業選択の自由
11	ランドセル?	ビデオ工房 AKAME	1996年版	15分	1	ジェンダー
11	みんなで考えよう性差別の現在 女と男のイイ関係	ビデオ工房 AKAME	1995年版	29分	2	ジェンダー
11	男女平等学習用ビデオ 4 ジェンダーフリー 学校からはじまる男女平等への道	東京女性財団	1995年版	37分	2	ジェンダー
11	男女平等学習用ビデオ 5 「隠れたカリキュラム」を考える	東京女性財団	1996年版	31分	2	ジェンダー
12	NHKビデオ 課外授業 ようこそ先輩 田嶋陽子 女らしさ 男らしさってな～に?	NHKソフトウェア		43分	1	青少年・女性学
13	もっと 素敵にハーモニー 2004年度男女共同参画社会づくり啓発ビデオ	滋賀県立男女共同参 画センター G-NETしが	2005年版	30分	1	男女共同参画
13	ロボット ハートンのぎもん 小学生向け男女共同参画学習ビデオ	熊本県	2004年版	17分	1	男女共同参画
13	私を柴刈りに連れてって 「岡山市男女共同共同参画社会の形成の促進に 関する条例」ってなあに?	「さんかく岡山」 条例普及グループ	2002年版	28分	1	男女共同参画
13	大助 花子の 男・女 どっちが得? 女が得(損)か? 男が得(損)か?	滋賀県立男女共同参 画センター G-NETしが	2004年版	26分	1	男女共同参画
13	プッシュ! PUSH 男女共同参画社会づくり啓発ドラマ	KBS京都	2003年版	28分	1	男女共同参画/ 滋賀県
13	翔太のあした 子どもの目から見た男女共同参画社会	東映株式会社	2001年版	54分	1	児童向け
21	陽だまりの家 (人権啓発アニメーション)	東映(株) 教育映像部		42分	1	人権
21	旅立ちの夏	東映(株)教育映像部		49分	1	文部科学省選定
21	女性の人権を考える	東映(株)教育映像部		25分	1	人権

分類	タイトル	販売元	版年	時間	所蔵数	備考
21	Meet the ヒューマンライツ 若者たちが出会った人々	東映(株)教育映像部		27分	1	青少年
21	人権ってなあに 第1巻(入門篇) あなたへのメッセージ	(株)アズマックス	1999年版	41分	2	人権
21	人権ってなあに 第2巻(女性篇) ジェンダー・フリー	(株)アズマックス	1999年版	25分	2	ジェンダー 女性差別/(社)神 奈川人権センター
21	人権って、なあに 第6巻 (子ども篇) いきいき、生きる 子どもの権利とエンパワーメント	(株)アズマックス	2002年版	35分	1	子どもの人権 /(社)神奈川人権 センター
22	広がる未来!私が選ぶ...チャレンジする女性たち... (内閣府男女共同参画局作成)		2005年版	29分	4	男女共同参画
32	快適な暮らしを求めて - 様々な家族のあり方と暮らしぶり -	ビデオ工房AKAME	2000年版	43分	1	家族
32	制服? ~公立中学校の場合~	ビデオ工房AKAME	1998年版	20分	1	学校
32	地域の虐待防止 ~幼い命の悲鳴を救うために~	東映(株)教育映像部	2001年版	26分	2	幼児虐待
32	出会い系サイトの危険	東映(株)教育映像部	2002年版	20分	1	非行、少年犯罪
32	子ども虐待 第1巻 子ども虐待を理解するために	新宿スタジオ	2001年版	31分	2	児童虐待
32	子ども虐待 第2巻 早期発見と初期対応	新宿スタジオ	2001年版	31分	2	児童虐待
32	出産時の看護 第1巻 誕生をめぐる新たな動き	ジエムコ出版	2000年版	34分	1	日赤医セ・出産
32	出産時の看護 第2巻 フリースタイル模擬分娩に学ぶ	ジエムコ出版	2000年版	40分	1	日赤医セ・出産
32	男女必修シリーズ 1 出産 家族がかわる	アーニ出版		20分	1	出産
32	男女必修シリーズ 3 育児 授乳児のだっこ体験	アーニ出版		20分	1	育児
32	わたしたちのはなしを聞いて 子どもの権利条約	部落解放研究所		32分	1	子供の権利
32	ホームルームシリーズ 5 『子どもの権利条約』を子どもへ! ランキン・タクシーとラップで歌おう	丸善		30分	1	子供の権利
32	ホームルームシリーズ 6 『いじめよ、とまれ!』 心のケガには笑いの花を	丸善		30分	1	いじめ
41	生きてます、15歳。	東映(株)教育映像部	2003年版	22分	1	福祉
52	中学生のための性教育シリーズ ~第一巻 あなたの体は誰のもの?~	東映(株)教育映像部	2002年版	15分	1	性教育

分類	タイトル	販売元	版年	時間	所蔵数	備考
52	中学生のための性教育シリーズ ～第二巻 ちゃんと知ってる？セックスのこと～	東映(株) 教育映像部	2002年版	15分	1	性教育
52	中学生のための性教育シリーズ ～第三巻 性感染症から身を守る～	東映(株) 教育映像部	2002年版	15分	1	性教育
52	ぼくのはなし ～命の尊さを知る～ 初めて出会う性教育(アニメ)	株式会社 教配		12分	1	性教育
52	わたしのはなし ～体の大切さを知る～ 初めて出会う性教育(アニメ)	株式会社 教配		12分	1	性教育
52	STD性感染症/エイズを防ぐ ～もう他人事ではすまされない～	毎日EVRシステム		25分	1	エイズ、性感染症、性教育
52	避妊と性感染症予防 ～ふたりで決める二人の世界～	毎日EVRシステム		22分	1	性感染症、性教育
52	幸せな明日のために - 急増する十代の性感染症 -	東映(株)教育映像部	2001年版	26分	1	性教育
52	性暴力をはねかえすためのビデオ こんなときはノー！といおう NO MORE SECRETS FOR ME	アーニ出版		14分	1	児童虐待 性的虐待
52	心とからだ・くらしシリーズ 2 こだわりから優しさへ - 中高年の性を考える -	桜映画社		33分	1	性
52	スクールセクハラ 1 小学校編	日本経済新聞社		25分	1	セクハラ
52	スクールセクハラ 2 中高校編	日本経済新聞社		25分	1	セクハラ
52	未来からのメッセージ ～知ってほしいエイズのこと～	毎日EVRシステム		30分	1	エイズ
52	明るい性のはなし(1) 10代のために	星の環会		70分	1	性教育
52	明るい性のはなし(2) 教師・保護者の方へ	星の環会		70分	1	性教育
52	みんなで学ぶ二次性徴～知ってほしい女の子のこと～	毎日EVRシステム		20分	1	性教育
52	避妊/話してますか？カノジョとカレと	労働教育センター		20分	1	性教育
52	エイズ/本当にこわいのは何か！	労働教育センター		30分	1	性教育 エイズ
52	思春期の光と影 1 異性とのかかわり	学校図書		15分	1	性教育
52	思春期の光と影 2 望まない妊娠	学校図書		15分	1	性教育
52	思春期の光と影 3 性感染症とエイズ	学校図書		15分	1	性教育

資料編



鑑定という専門職には性別は関係ありません。

海野由紀子さん

Unno Yukiko

プロフィール

1972年生まれ。神奈川県出身、福島市在住。東京理科大学を卒業。現在、福島県警察本部刑事部科学捜査研究所法医科副主任研究員として活躍中。

柳堀あや子さん

Yanagihori Ayako

プロフィール

1977年生まれ。福島県福島市出身、福島市在住。東京工業大学大学院を卒業。現在、福島県警察本部刑事部科学捜査研究所化学科研究員として活躍中。



▲海野由紀子さん(左)、柳堀あや子さん(右)



▲科学捜査研究所の研究員のみなさん

科学捜査は、今後発展していく分野

海野 ●警察でもDNA鑑定が導入されており、今後発展していく分野として大変興味がありました。実際に科学捜査研究所で働いている大学の先輩から仕事の内容について詳しく聞き、自分の好きなことを活かして社会のためになる仕事だと思いこの仕事を選びました。

柳堀 ●高校生の時に科学捜査研究所について書かれた本を何気なく読んだのがきっかけでした。化学が、薬や食品の分野以外のところでも、人の役に立つことを知ったことは衝撃的でした。

海野 ●人の体に由来する様々なものからの血液型とDNA型の鑑定が、現在の私の仕事の大部分を占めています。犯人のこん跡や現場を特定したりするための検査をするのですが、間違いは許されないので、責任の重さを感じます。

柳堀 ●私は、覚せい剤、シンナー、向精神薬などの薬物の鑑定を主に行っています。覚せい剤の事件では、公判に出廷しました。実際の鑑定を説明し、作成した鑑定書が真性のものであることを証言したのですが、他人の運命を左右する重要な仕事だと感じました。鑑定結果により逮捕になることもあるので、私の鑑定を待っている人がいるという意味で、やりがいがある仕事です。

日々進歩する技術を学び、仕事に活かしたい

海野 ●今は女性も県警に入ってくるようになりましたが、福島県警では、私が初の女性研究員だったので、プレッシャーを感じました。野外での発光試薬を使った検査などは、夜暗くならないとできませんし、ときには夜中や、朝ま

でかかることもあります。周囲の人に気を遣わせることも多いので、日々感謝の気持ちを忘れず、気負いすぎることなく、その時に自分ができることは積極的に行うよう努力しています。日々進歩している技術を学び、仕事に活かせるようこれからも頑張っていきたいと思います。

柳堀 ●研究所では、男性研究員も女性研究員も全く同じ仕事をしているので、業務について相談しやすいと思います。私が配属された時には、初の女性研究員として海野さんが勤務していたので、同性の存在はとても心強く感じました。一方で、一人で行く現場では、本や先輩を頼ることができませんから、自分の知識がなよりの頼りです。プレッシャーを感じる重要な仕事ですが、チャレンジしていきたいと思います。

「理系」は、未知の可能性を秘めている

海野 ●私は理科系が大好きだったのでこの職業に迷いはありませんでした。物理が苦手と思っている人もいるかもしれませんが、科学は多岐に亘っているので、全部はできなくても、勉強しがいのある専門分野だと思います。少しでも興味があれば是非挑戦してほしいと思います。

柳堀 ●私は理工系分野が得意だったわけではなかったのですが、自分のやりたいことを考えた結果がこの仕事でした。理系の分野は未知の可能性を秘めた分野です。この分野を選択する女性は、まだまだ少ないですが、やりたいことを目指していけば夢はかないます。うまくいった時の喜びは大きいので、是非チャレンジしてほしいです。これからも家庭と仕事の調和を保ちながら、仕事を続けて、捜査員から必要とされる研究員になりたいと思います。



進む道に迷うときには 第一歩を踏み出してみよう。

森山 正通さん 【看護師】

1974年生まれ、会津若松市在住。県立会津工業高等学校を経て、仁愛看護専門学校卒業。会津中央病院看護部に勤務する看護師。主として、集中治療室において重症患者の看護を担当。

祖母も看護師としてこの会津中央病院で働いていました。その姿を幼少の頃から見てきたことや、病院の明るく綺麗なイメージが自分を看護師へと方向づけてくれたのでしょう。祖母からは「看護師は一生の仕事だし、これからどんどん男性が必要な仕事だよ」と言われていました。

現在、集中治療室で重症患者の看護をしています。容態が急変することもあるので、その緊張感が時にはストレスになることもあります。その反面、適切に対応できたときの達成感は何物にも代え難いものです。人とじっくり向き合える仕事です。医学は常に進歩していて覚えることは日々たくさんありますが、知識、技術が学べることはやりがいにもなります。

現在では、看護師も男性があたりまえの時代になりました。まだ少ないかもしれませんが、医療と介護はこれからも必要とされる職業なので、是非興味を持ってもらいたいと思います。進む道に迷うときには、まず第一歩を踏み出してみることです。失敗しても必ず自分のためになることがあるはずです。



本当に就きたい職業を目指し 夢をあきらめないで。

野木 泉さん 【車掌】

1982年生まれ、伊達市在住。県立福島商業高等学校卒業。2006年、阿武隈急行株式会社社の臨時社員として総務課庶務係。2007年、正社員に。2008年より業務部運輸車両課 車掌。電車のドアの開閉、車内アナウンス、乗車券の販売等を担当。

事務職志望で阿武隈急行へ入社したのですが、やはり鉄道現場に直接係わる仕事がしたいと思い、車掌に希望を出し願いが叶いました。人とふれあう仕事がしたかったのです。それでも会社で初の女性車掌ですから不安もありました。友達に相談すると「似合ってるよ。泉らしいね。」とあっさり言われました。ふっと楽になって、背中を押してもらえた様な気分になりました。

ドアの開閉や車内アナウンス、乗車券の販売の仕事をしています。気軽に声をかけてくださるお客様に日々励まされています。時には、気分が悪い方や体調が優れない方の対応をすることもあり、感謝されるとやりがいを感じます。

現在の夢は運転士になること。道のりは長く、険しいですが、「いつか必ず」と胸に秘めています。

困ったときや悩んだ時には、身の周りの人に相談して、たくさん悩むことが大切だと思います。悩むことは悪いことではありません。いろいろな職業に就ける時代ですから、本当に就きたい職業を目指して夢をあきらめないでください。





古い観念に囚われることなく
興味があることに挑戦しよう。

佐藤 宏幸さん 【栄養技師】

1986年生まれ、二本松市在住。会津大学短期大学部卒業。委託給食の会社を経て、2008年より岩代学校給食センター栄養技師。学校給食の献立の作成、物資の発注、児童生徒の食に関する指導に携わる。

学生時代に小学校給食の調理を実習する機会があり、職員の皆さんの食の安心安全に取り組む姿や、給食を食べる子ども達のあふれる笑顔を目の当たりにして、栄養職員になろうと思いました。学生時代に陸上部だったので、栄養の大切さを痛感し、「食」に興味を持っていました。

現在は、献立や工程表の作成、費用管理、衛生指導などの学校給食に関する仕事をしています。献立を楽しみにして、笑顔になる子ども達の姿は嬉しいですね。子ども達が嫌いだらうと思っていたメニューが好評な時もあり、毎日が驚きの連続です。業務に性別は関係ありませんし、周囲の皆さんの理解や協力もあり、やりがいも大きいです。

男性の栄養士はまだ少数ですが、男女平等が広く認識される社会になっているのですから、古い観念に囚われることはありません。私は料理をしているときがすごく楽しいです。何をしているときに楽しいかが、自分の将来のヒントになります。是非、興味があることに挑戦してください。



自分をよく知り、自分に合う
世界で活躍してほしい。

影山 桂子さん 【海上保安官】

1976年生まれ、いわき市在住。県立平商業高等学校、東京法科学院専門学校を経て海上保安庁入庁。2004年、福島海上保安部警備救難課救難係。2008年より福島海上保安部警備救難課国際取締官、海上の治安を守る。

警察官になりたくて就職活動をしていた時に目にしたのが「海の警察官」というフレーズ。その響きに心を奪われたのがきっかけです。現在は入港した外国船舶の立入検査等をして、銃器、薬物の密輸や密航などを水際で防止する仕事をしています。

入庁してから、スキルアップのために中国語を勉強しました。その後、たまたま負傷した中国人の船員に付き添うことがありました。異国の地で負傷して不安で一杯の様子でしたが、中国語で語りかけ、治療が終わるまで付き添うと、別れ際に、「あなたがいて本当に良かった」と感謝されたことが今でも忘れられません。

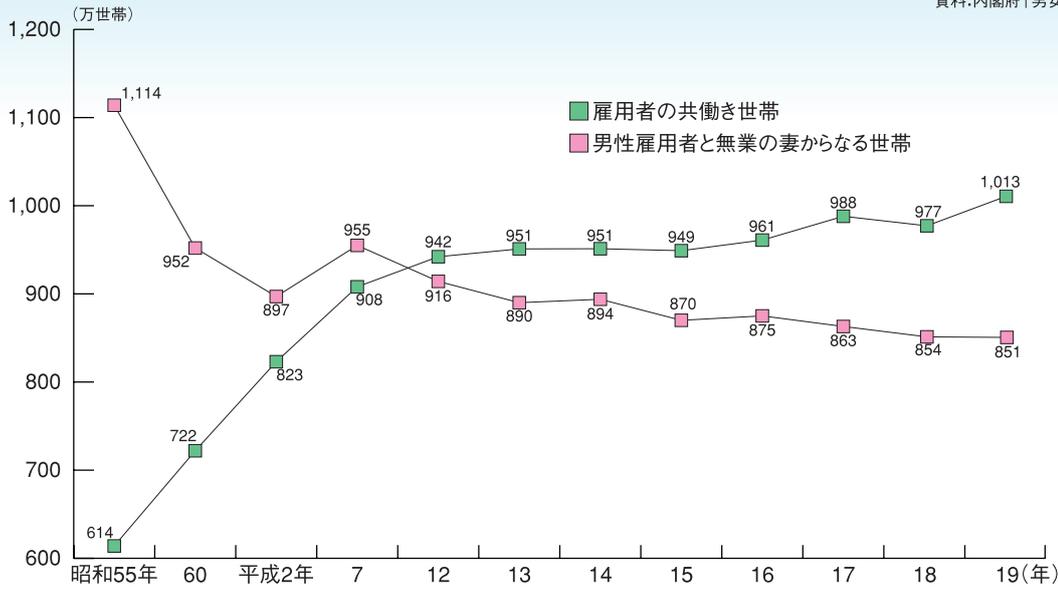
妻や母親としての立場と海上保安官の両立に辛いこともあります。家族や職場の皆さんに支えられて頑張ってもらいました。「自分にしかできない仕事をしよう」という気持ちを常に持ち続けています。一方で、家庭では毎日の子どもとのふれあひも大切にしています。

どんな職業に就いても努力が必要ですが、小さい興味でも、アクションを起さなければ何も始まりません。自分をよく知り、自分に合う世界で活躍してください。



【資料 2】 共働き世帯数の推移

資料:内閣府「男女共同参画白書」(平成20年版)をもとに作成



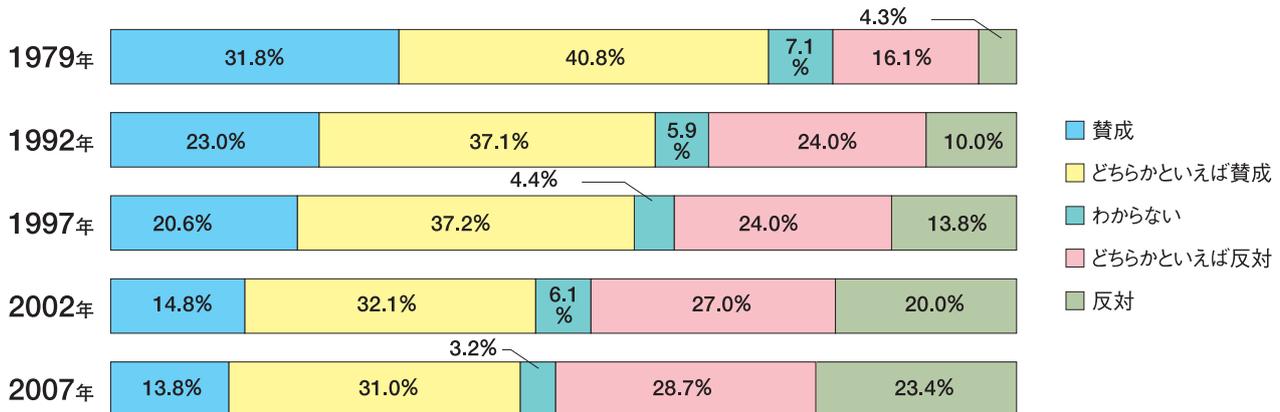
備考

- 1.総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査」より作成。
- 2.男性雇用者と無業の妻からなる世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
- 3.雇用の共働き世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
- 4.就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

【資料 3】 夫婦の役割分担意識

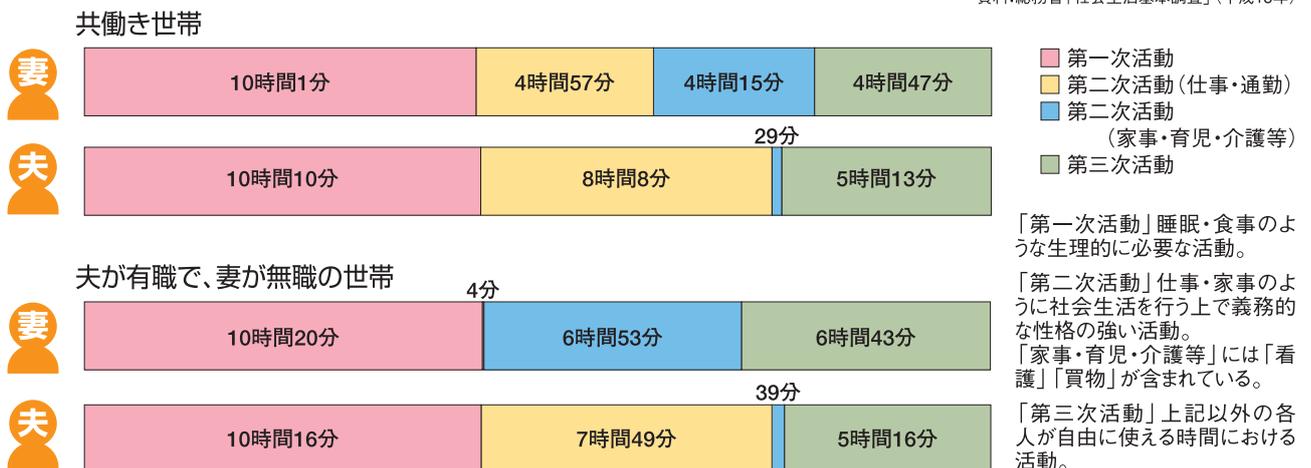
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

資料:内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成19年8月)



【資料 4】 夫婦の生活時間

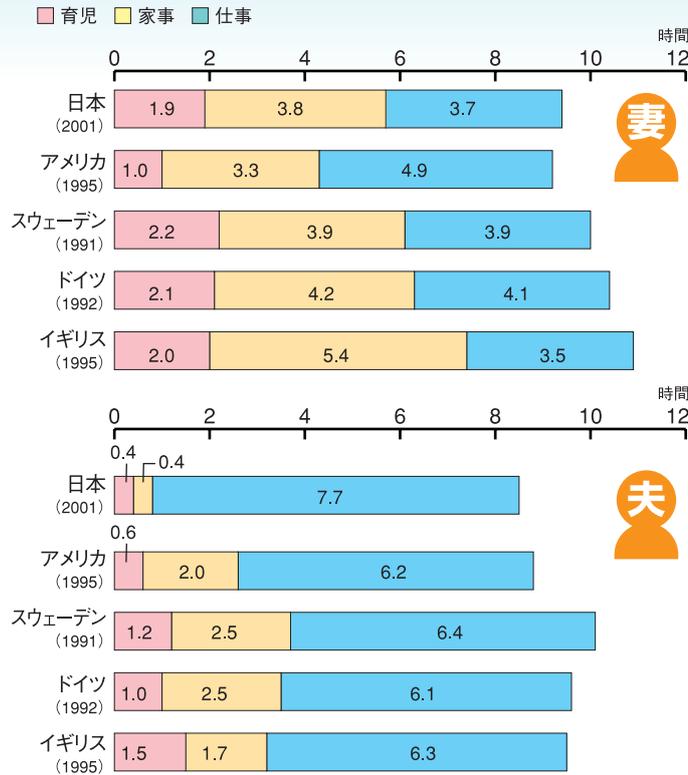
資料:総務省「社会生活基本調査」(平成18年)



【資料 5】 仕事時間の各国比較

育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較

資料:内閣府「男女共同参画白書」(平成19年版)



備考

- 1.OECD「Employment Outlook」(2001年)、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成。
- 2.5歳未満(日本は6歳未満)の子どものいる夫婦の育児、家事労働及び稼得労働時間。
- 3.妻はフルタイム就業者(日本は有業者)の値、夫は全体の平均値。
- 4.「家事」は、日本以外については「Employment Outlook」(2001年)における「その他の無償労働」。
- 5.日本については「社会生活基本調査」における「家事」、「介護・看護」及び「買い物」の合計の値であり、日本以外の「仕事」は「Employment Outlook」(2001年)における「稼得労働」の値。

【資料 6】 育児休業取得率の推移【福島県】

資料:福島県「労働条件等実態調査」

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
女性 (%)	62.2	62.5	58.4	65.3	68.2	78.5	82.6	84.2
男性 (%)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	0.8	0.7	0.6

Point 育児・介護休業法

正式名「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。1992年4月に育児休業法が成立。1995年6月に「育児・介護休業法」に改正された。

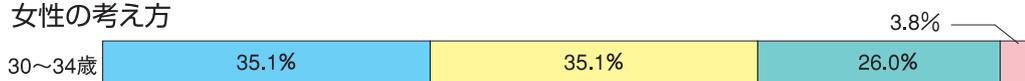
働きながら子どもを育てたり、家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するために作られている制度。労働者が、育児や家族の介護のために一定期間休業し、再び職場へ戻ることができることを権利として認めたもの。また、育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他の不利益な取扱いを禁止している。

育児休業も介護休業も、本人の申し出により、男女を問わず取得できる。

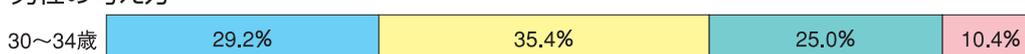
【資料 7】 男性は育児休業を取得すべきか

資料:(財)こども未来財団「子育てに関する意識調査」(平成13年)

女性の考え方



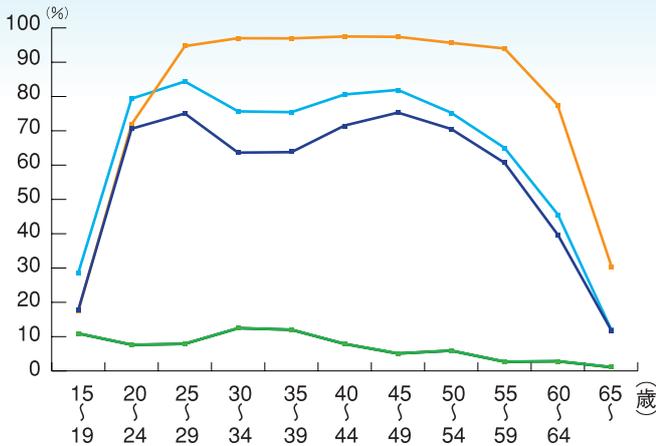
男性の考え方



備考:調査対象 0~15歳の子どもがいる男女

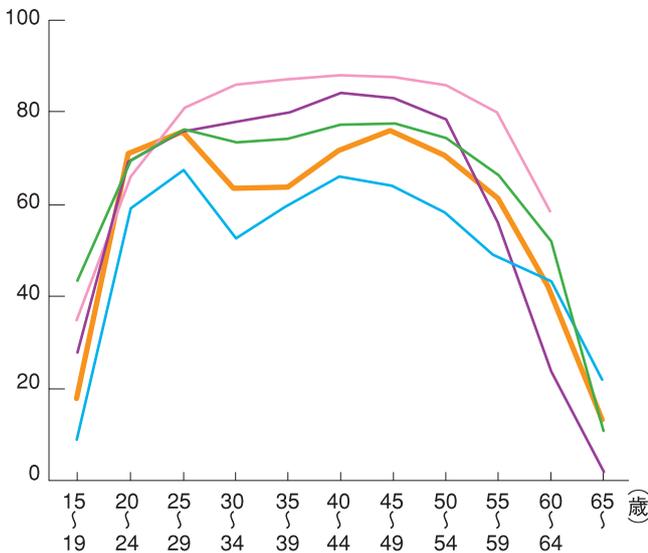
【資料 8】 女性の年齢階級別労働力率

資料:内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」(平成18年版)



備考

- 総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成19年平均)より作成。
- 年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち、就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)



備考

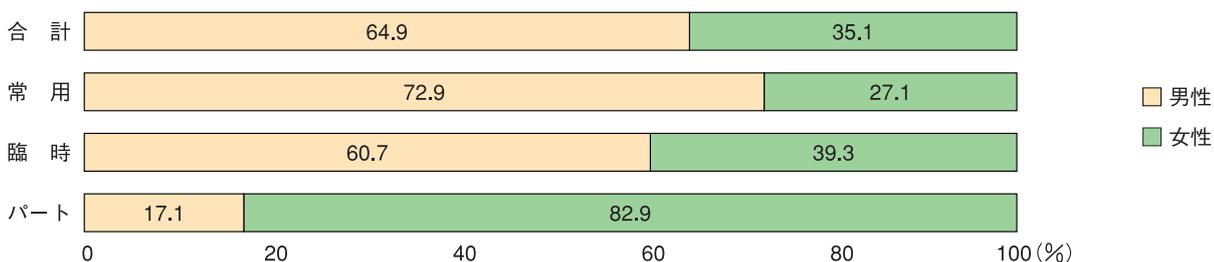
- 労働力率…15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合。
- アメリカ、スウェーデンの「15~19歳」は16~19歳。
- 日本は総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成19年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
- 各国とも平成18年(2006年)時点の数値。

Point M字型曲線

女性の労働力率は、学校卒業後20歳代でピークを迎え、その後の子育て期に下降し、40歳代で第二のピークを迎えるという傾向が見られる。その形がアルファベットのMの文字に似ていることからM字型曲線と呼ばれている。これに就業希望率を加えた潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみは小さくなり、就業希望はあるものの実現していないことが分かる。M字型曲線は、日本や韓国などに独特なもので、保育施設の進んでいる北欧諸国などでは、出産・育児期の落ち込みはみられず、男性同様、台形のカーブを描いている。

【資料 9】 雇用形態別構成

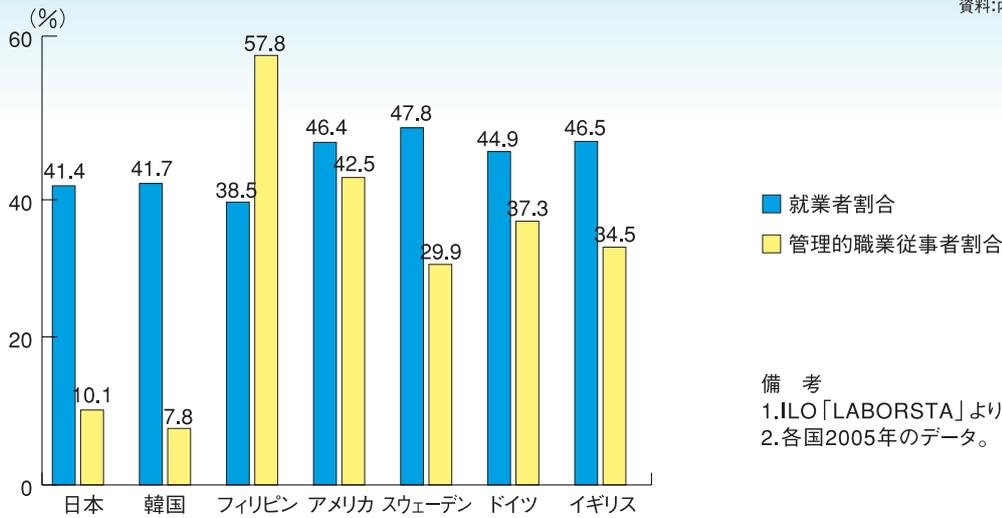
資料:福島県「労働条件等実態調査」(平成18年7月)



※雇用形態別の男女の割合をみると男性の方が割合が高いのは、「常用」(72.9%)で、反対に女性の割合が高いのは「パート」(82.9%)であった。

【資料 10】 女性の就業者割合と管理的職業従事者割合

資料:内閣府「男女共同参画白書」(平成19年版)



備考
1. ILO「LABORSTA」より作成。
2. 各国2005年のデータ。

【資料 11】 男女雇用機会均等法

正式名「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正後)。「女性差別撤廃条約」を批准する条件を整備するため、1985年に勤労婦人福祉法の改正法として制定された。その後、1997年に大幅に改正、内容が強化されて、現在の名称となった。主な改正内容としては、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について女性労働者に対する差別を禁止したことや、男女労働者の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に対する国の援助及びセクシュアル・ハラスメントの防止についての事業主の配慮義務が新たに規定されたことなどがあげられる。

✕ 悪い例

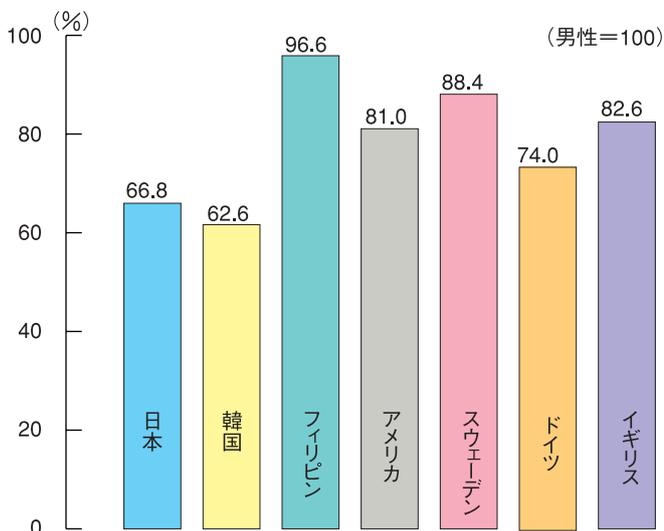
○ 良い例

募集や採用に当たっての表現の仕方にも配慮が必要です。左側のような表現は不適切なので、右側のように改めなければなりません。

営業職男性	→	営業職
事務職女性	→	事務職
大卒男性80名・大卒女子20名	→	大卒100名
支店長候補(男性歓迎)	→	支店長候補(男女)

【資料 12】 男女間の賃金格差

資料:内閣府「男女共同参画白書」(平成19年版)



備考
1. ILO「LABORSTA」、アメリカ商務省「Statistical Abstract of the United States」より作成。
2. 男女間賃金格差は、男性賃金を100とした場合の女性賃金の値。
3. 賃金は常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週又は月当たり比較)。
4. 日本、英国は2003年、フィリピンは2004年、その他の国は2005年のデータ。
5. 労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。

Point

アンペイドワーク

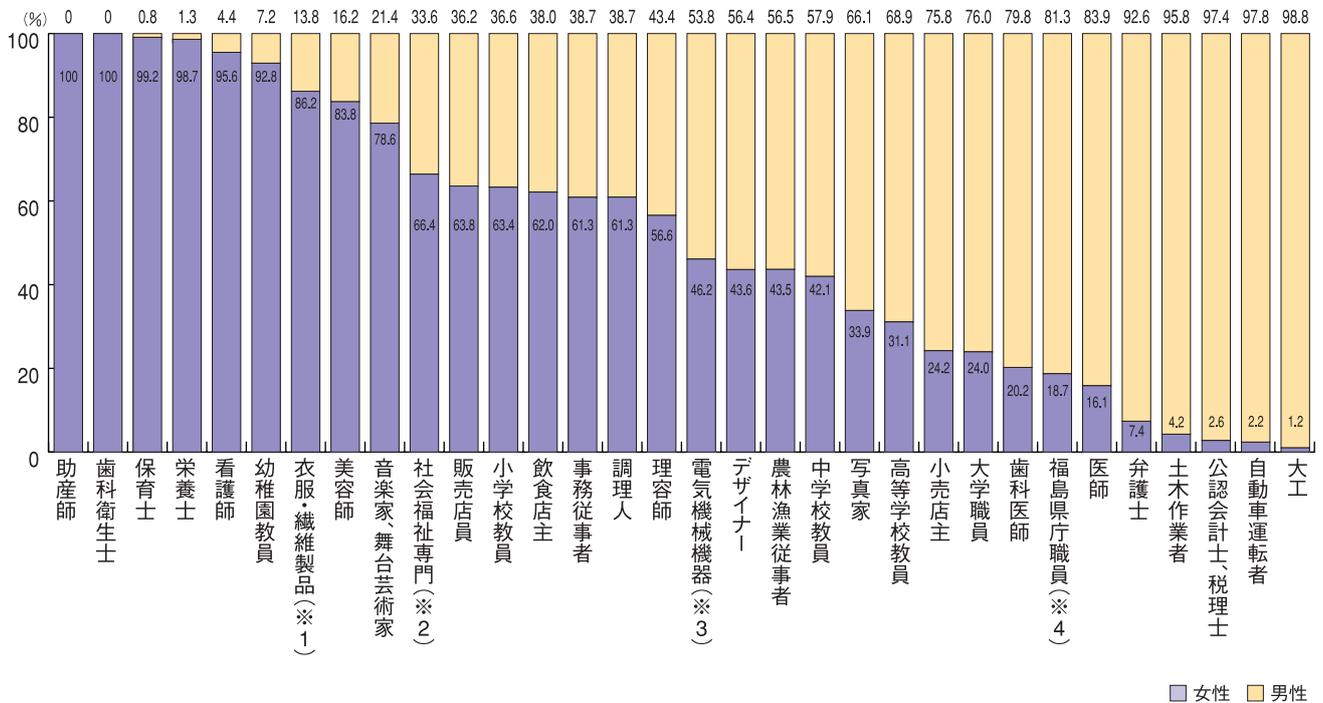
無償労働、無報酬労働。生活していくうえで大切であるにもかかわらず、賃金や報酬が支払われないため、経済的に評価されていない労働を指す。家庭での家事・育児・介護等、農林水産業・商工自営業における家族労働など。現状では、こうした労働の多くは女性が担っている。

賃金や報酬が伴わないということは、数量的に把握しにくいということであり、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいる。

【資料 13】 福島県における職業別男女比

資料

幼稚園・小学校・中学校・高等学校教員は福島県教育委員会「学校統計要覧」（平成20年）、看護師は保健師助産師看護師法33条に基づく就業届け（平成18年12月）、福島県庁職員は「福島県職員男女共同参画推進行動計画」（平成20年4月1日現在）、弁護士は福島県弁護士会（平成20年12月末現在）、その他は総務省「国勢調査」（平成17年）を参照して作成。



※1 衣服・繊維製品製造業者
 ※2 社会福祉専門職業従事者(保育士除く)
 ※3 電気機械機器組立・修理作業
 ※4 福島県庁職員(知事部局等(教育、警察、医師、教員、病院勤務の医療職を除く))

【資料 14】 国際婦人年以降の女性問題の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で記載)	
1975年(昭50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(於 メキシコシティ) 世界行動計画採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1976年(昭51)	国連婦人の十年 一九七六年～一九八五年	民法の一部改正(婚氏統稱制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行		
1977年(昭52)		「国内行動計画」策定		
1978年(昭53)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置	
1979年(昭54)		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年(昭55)		国連婦人の十年中間年世界会議 (於 コペンハーゲン) 国連婦人の十年後半期行動プログラム」の採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981年(昭56)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会設置	
1983年(昭58)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置	
1984年(昭59)		戸籍法の改正(父母両系主義)		
1985年(昭60)	国連婦人の十年世界会議 (於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正(婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24団体加入)	
1986年(昭61)		婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施	
1987年(昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定 教育課程審議会答申(高等学校家庭科男女必修(平成6年))	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し	
1988年(昭63)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂	
1990年(平2)	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来 戦略の実施に関する見直しと評価に 伴う勧告」採択			
1991年(平3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 (第一次改定) 目標年度:平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更	
1992年(平4)		育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施	
1993年(平5)	国連総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推 進体制の整備について」婦人問題企画推 進本部決定	女性総合センター(仮称)整備・検討 福島県女性史の編纂着手 「ふくしま新世紀女性プラン」策定 目標年度:平成12年度	
1994年(平6)	国際人口・開発会議(カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀女性プラン」施行 青少年女性課女性政策室の設置 女性問題企画推進会議と名称変更	
1995年(平7)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正 (介護休業) ILO156号条約批准 (家族的責任を有する労働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定	
1996年(平8)		「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定	女性総合センター(仮称)基本計画策定	
1997年(平9)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正	「福島県女性史」刊行	

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で記載)
1997年(平9)		育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	
1998年(平10)		「男女共同参画社会基本法」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999年(平11)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000年(平12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー行為の規制等に関する法律公布・施行	男女共生センター開館 群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催(於 会津大学) 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
2001年(平13)		内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連携会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002年(平14)		女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	男女共同参画の推進に関する施策等に対する意見の申出制度スタート 県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催(於 男女共生センター)
2003年(平15)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編 うつくしま未来を拓く男女共生公募レポート2003研究成果発表・シンポジウム開催
2004年(平16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 男女共同参画社会の将来像検討会報告書 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	男女共同参画グローバル政策対話(於 男女共生センター) 「男女共同参画に関する意識調査」実施
2005年(平17)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催 (於 ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 次世代育成支援対策推進法(次世代法)全面施行 育児・介護休業法の改正	「福島県男女共同参画行政連絡会議」廃止 「福島県男女共同参画推進本部」設置 男女共生ふくしまサミット開催(於 ビッグバレットふくしま) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年(平18)		男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正	めざせ理工系ガール～科学ってこんなに魅力的!～開催(於 会津大学)
2007年(平19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 パートタイム労働法の一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動方針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催(於 男女共生センター)

【資料 15】 県の審議会等における女性委員の登用状況

平成20年4月1日現在

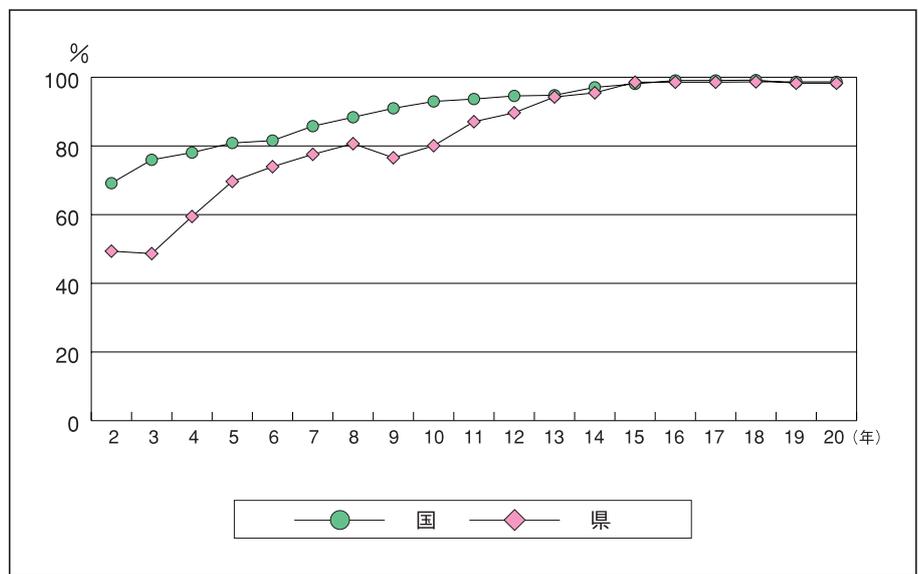
	審議会等の数				審議会等の委員数			
	総数	うち女性委員を含む組織数	比率(%)	前年比	総数	うち女性委員数	比率(%)	前年比
各種委員(会)	9	8	88.9	0.0	69	15	21.7	0
附属機関	61	61	100.0	0.0	915	331	36.2	0.4
総計	70	69	98.6	0.0	984	346	35.2	0.4

(注) 各種委員(会)は、地方自治法第180条の5による設置の執行機関としての委員(会)等
附属機関は、地方自治法第202条の3等による設置の附属機関及び条例による設置の附属機関

女性委員を含む審議会等の割合

(単位:%)

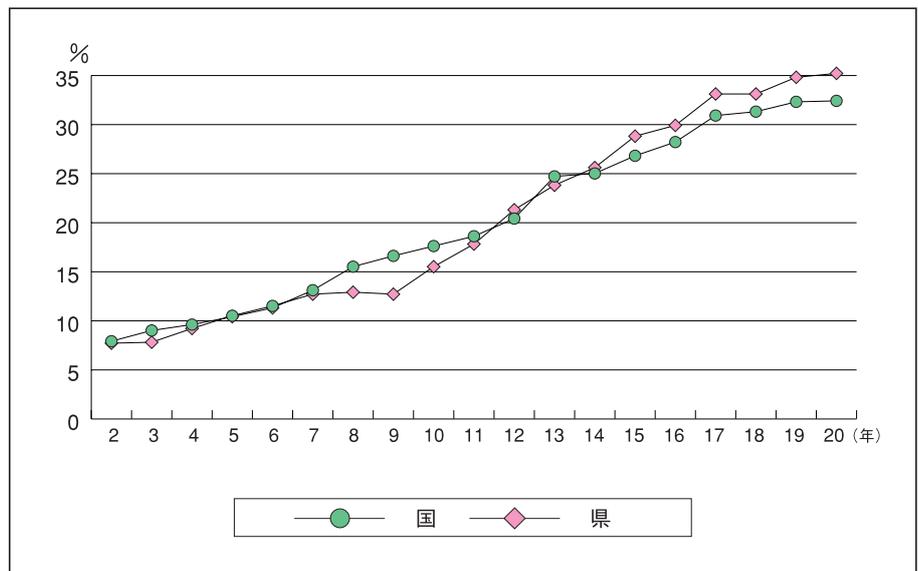
	国	県
2年	69.1	49.3
3年	75.9	48.6
4年	78.0	59.4
5年	80.8	69.6
6年	81.5	73.9
7年	85.7	77.5
8年	88.3	80.6
9年	90.9	76.5
10年	92.9	80.0
11年	93.6	87.0
12年	94.5	89.6
13年	94.7	94.2
14年	97.0	95.4
15年	98.0	98.5
16年	99.0	98.5
17年	99.0	98.5
18年	99.1	98.6
19年	98.2	98.6
20年	98.2	98.6



女性委員の比率

(単位:%)

	国	県
2年	7.9	7.7
3年	9.0	7.8
4年	9.6	9.2
5年	10.4	10.5
6年	11.3	11.5
7年	13.1	12.7
8年	15.5	12.9
9年	16.6	12.7
10年	17.6	15.5
11年	18.6	17.8
12年	20.4	21.3
13年	24.7	23.8
14年	25.0	25.6
15年	26.8	28.8
16年	28.2	29.9
17年	30.9	33.1
18年	31.3	33.1
19年	32.3	34.8
20年	32.4	35.2



(注) 調査時点
国は各年3月31日。(ただし平成14年度以降は9月30日)。
県は各年4月1日(ただし平成10年度は5月1日)。

QUIZ CORNER クイズコーナー QUIZ CORNER

クイズその1

(出典:福島県男女共同参画
高校生副読本)

Aさんは、大型トラックの運転手として働いて、妹の大学進学を援助してきました。その妹が、結婚することになり、相手のご両親に挨拶に行ったところ、「あなたのお兄様はどんなお仕事をなさっているの」と聞かれました。妹は、「私には兄はいません」と答えました。Aさんの妹は、どうしてそんなことを言ったのでしょうか。



クイズその2

(出典:福島県男女共同参画
高校生副読本)

Bさんが、夕飯の支度をしていると、玄関のチャイムが鳴りました。ちょうど手が放せなかったので、小学生の子どもに



対応に出してもらいました。訪問者が「こんにちは、お母さんはいらっしゃいますか」と尋ねると、子どもは「今、出かけていて、家にはいません」と答えました。なぜ、子どもはこんなことをいったのでしょうか。

クイズその3

男性の保育士さんや給食をつくる人、看護師さんがいるってホント?

クイズその4

昔は、女性は選挙に参加できなかったってホント?

クイズその5

女子はズボンをはけるのに、男子はスカートをはけないの?

クイズその6

男子用、女子用の色って決まっているかな?

クイズその7

男女共同参画社会とは?

- ①人間を中性化すること
- ②男女が違いを認め合いながら共生すること
- ③男性が女性化したり、女性が男性化するなど、生来の性別とは違った性別になること
- ④人間の多様性を男女という項目の枠組みにあてはめず、ひとりひとりの個性を尊重しあうこと
- ⑤同性同士の婚姻の自由を認めること

クイズその8

次のうち、男女共同参画社会基本法の目的にふさわしいものは?

- ①男女の差別なく、仕事や家事育児など、社会活動での責任を分担し合うこと
- ②雇用の分野において、男女の均等な機会及び待遇の確保等を行うこと
- ③差別され続けてきた女性の権利を保護し、女性のみを優遇する
- ④男女の社会的な役割を明確にする
- ⑤男女の性差を完全に撤廃する

クイズその9

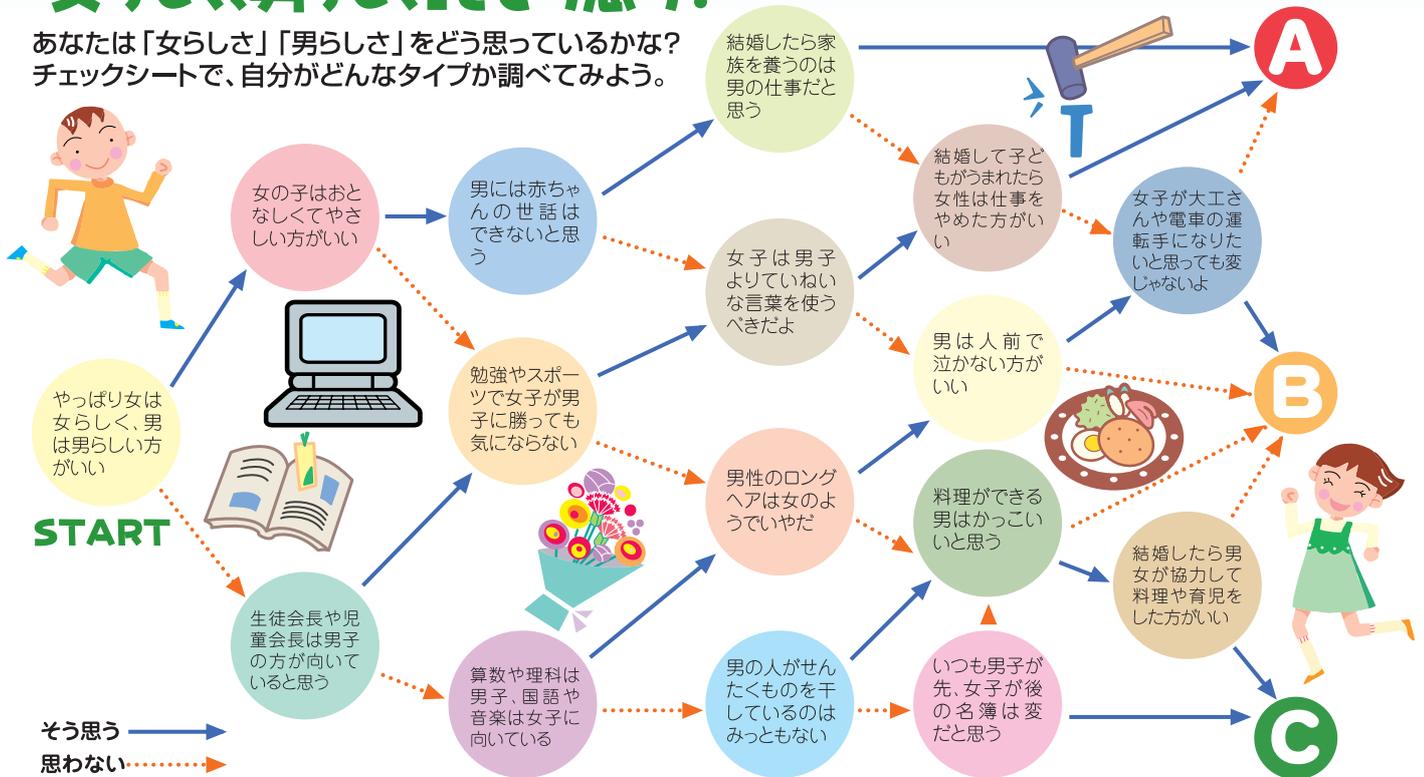
世界で最初に女性が参政権を獲得したのは次のどの国でしょうか?

- ①スウェーデン
- ②アメリカ
- ③ニュージーランド

解答は次ページ▶

「女らしく、男らしく」をどう思う？

あなたは「女らしさ」「男らしさ」をどう思っているかな？
チェックシートで、自分がどんなタイプか調べてみよう。



A やれやれ
どうやら「らしさ」の迷路に入り込んでるようだね

「男らしさ」や「女らしさ」にこだわりすぎるとしんどくないかい？もっと自由に考えてみよう。「らしさ」の深みにはまらないよう柔らかく頭で調べてみよう。

B ふむふむ
出口が見えてきたかな

ちょっと前までは女の役目、男の役目って分けた方がいいと思っていたけど、これからは「自分らしく」を大切にしたいね。いろいろな調べていくと気づくことがいっぱいあると思うよ。

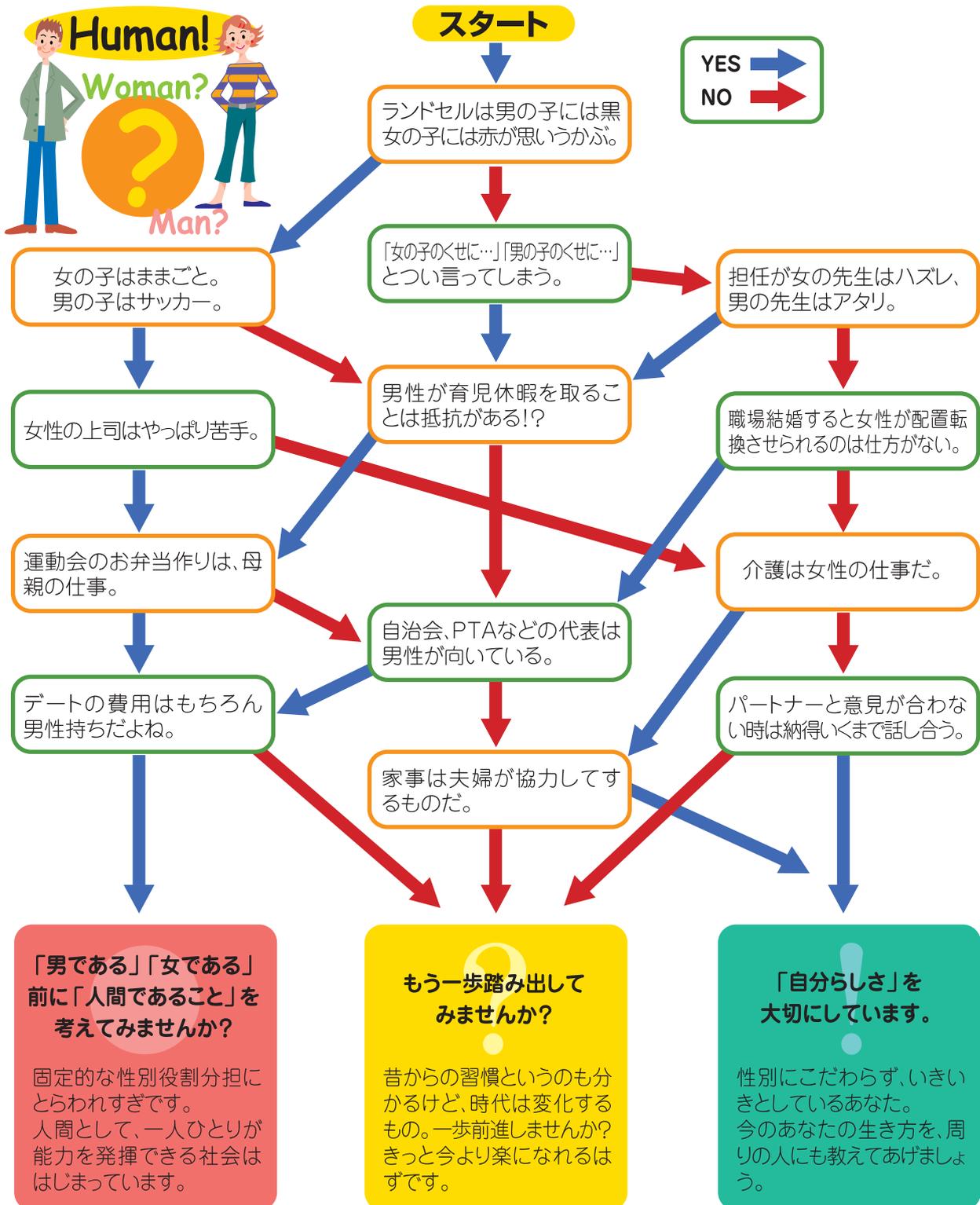
C そうそう
自分らしさが分かってきたね

「女」とか「男」じゃなくて、「自分」を大切にすることが大事だってちゃんと分かっているじゃない。その調子で調べたことをお友達にも伝えてあげようね。

- クイズその1の答え:大型トラックの運転手として働いているのはAさんのお姉さん
すぐに、答えのわかった人は、固定観念にしばられない考え方が身についているということです。
- クイズその2の答え:夕飯の支度をしていたBさんは子どものお父さん
すぐに、答えのわかった人は、固定観念にしばられない考え方が身についているということです。
- クイズその3の答え:ホント
これまで女性の仕事だと思われていた職業につく男性が増えています。もちろん、女性も政治家やトラック運転手などになっています。男の人も女の人も働きやすいように、「保育士」さんは男女ともに「保育士」さん、「看護婦」さんは「看護師」さんと呼び方が変わりました。
- クイズその4の答え:ホント
約60年前までは男性しか選挙ができませんでした。女性も男性も同じ国やまちに住んでいます。その国やまちを治める人を選んだり、治める人になることはとても重要です。みなさんも20才になると選挙ができるようになります。
- クイズその5の答え:男子がスカートををはいてはいけないという決まりはありません
スコットランドでは、キルトというスカートによく似た民族衣装を着ています。
- クイズその6の答え:決まっていません
みなさんも洋服や持ち物を選ぶときは、自由に好きな色を選んでみよう。
- クイズその7の答え:④
誰もが性別によって差別されず、性別にかかわらず自らの意思に基づく生き方ができ、「男女」が「共同」して仕事に、学校に、地域に「参画」する社会。
※「参画」→単なる参加ではなく、「主体的に意思決定の過程から参加する」こと。
- クイズその8の答え:①
男女共同参画社会基本法第2条による定義
男女共同参画社会とは 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
- クイズその9の答え:③
ニュージーランドで女性の参政権が法制化されたのは1893年です。同じ年に行われた総選挙では、成年女子の4分の3が投票権を得、そのうちの85%が投票したそうです。しかし、被選挙権が認められたのは1919年、女性議員の誕生はそれから更に14年後のことでした。

ジェンダーチェックレッツトライ!!

あなたは「女らしさ」「男らしさ」を大切にしますか?
それとも「自分らしさ」を大切にしますか?



【ジェンダーチェック（保護者向け）】

皆さんは、ジェンダーという言葉を知っていますか？なじみのうすい言葉かもしれませんが、女らしさや男らしさのイメージや女・男という性別により役割の固定化をする慣習をあらわす言葉です。

私たちの毎日の暮らしを振り返ってみると、気づかないうちに、生き方や行動をジェンダーによって決められたり、また、自分の中でも思い込んでいたりすることが多くあります。

次代に生きる子ども達が「男の子だから、女の子だから、こうでなければならない」という考え方にとらわれず自由に行動するためには、大人が子供に接するときに、ジェンダーにとらわれない視点を持つことが大切です。

ジェンダーは長い歴史の中で作られてきたとはいえ、人間によって作られたものですから変えていくことができるはずですが、男女共同参画社会は、まず、「気づく」ことから始まります。心の中で「当たり前だと思っていること」をジェンダーチェックしてみましょう。

チェック項目	ある（そう思う）	ない（そうは思わない）
1 男性が洗濯物を干したり、スーパーで買い物をする姿を見かけると、気の毒だとか、格好悪いと思う。		
2 子供は、女の子ならば優しく、男の子ならばたくましく育てるほうが良いと思う。		
3 誕生日プレゼントの種類を男女で分けて考えることが多い。		
4 親が寝たきりになったとき、その介護は娘や嫁などの女性がするほうが望ましいと思う。		
5 細やかな仕事や、会議の資料の準備・整理などは、女性のほうが向いていると思う。		
6 家庭に大事な用事があっても、仕事からみなら酒席やゴルフの誘いを受ける。		
7 女性が上司だと「やりにくい」と感じる。		
8 町内会や PTA 等の会長には、女性より男性のほうがまわりの人も信頼できる。		
9 回覧板を読むのはいつも妻の方である。		
10 日ごろの近所づきあいはもっぱら妻がしている。		
11 会合での席順で男が上座、女が下座に座るのは自然なことだと思う。		
12 「女の子なんだから」「男のくせに」と子供をしかつたことがある。		
13 学校行事へは母親が参加するのが当たり前だと思う。		
14 保護者名の記入欄には夫の名前を書くことが多い。		

【ジェンダーチェック（教師向け）】

○ あなたはどう思いますか。チェックしてみましょう。

チェック項目	ある（そう思う）	ない（そうは思わない）
1 男女共同参画社会についての理解を深めるための研修をしたことがある。		
2 男女混合名簿である。		
3 管理職に男女が混ざっている。		
4 当番勤務などが男女の偏りが無い。		
5 女性教員に会計が集中している。		
6 生活指導、体育主任は男性に固定化していない。		
7 男子は女子に比べると少々厳しく指導してしまう。		
8 グループ分けをするとき、無意識に男女別にしてしまうことがよくある。		
9 女子の制服にズボンはいらないと思う。		
10 PTA会長は男性である方が良いと思う。		

「男らしさ」、「女らしさ」は、社会や歴史的状況に応じて、多様な意味を持っています。

例えば、「女らしさ」のイメージとつながりやすい「思いやり」や「優しさ」は、多くの男性も持っています。また、「決断力がある」、「責任感がある」など「男らしさ」のイメージにつながりやすい資質は、男女ともに備えておくべきものです。

男女共同参画社会の目指すところは、「男らしさ」、「女らしさ」という二つに分けるのではなく、男女を問わずに大切にしていこうということです。「男らしさ」、「女らしさ」に捉われることなく、その人らしさを尊重し、多様な選択を認め合い、個人の能力を十分に発揮できるようにすることが何よりも重要です。

【参考】

男女共同参画ティーンズメッセージ

平成17年7月から9月までの期間、県内全域の10代の皆さんに、男女共同参画に関するメッセージを募集したところ、2,377編のメッセージが寄せられました。最優秀賞作品をご紹介します。

小学生部門

ほし ゆか
星 悠夏さん 会津美里町立本郷第一小学校5年

「なん・くせ」つけない運動を始めよう

私は、今まで何回か「女なんだからもっとお行儀よくしなさい」とか「女のくせにだらしないわね」とか言われて、嫌な思いをしたことがあります。こういう言い方は、女はこうでなければならないという差別的な考えから出た言葉だと思います。

「女」という一つの型があるわけではありません。みんな一人一人違った個性を持って生きています。自分の良い所をどんどん出して行って、また、相手の良い所も認め合っていく、これからはそういう社会にならなければいけないと思います。

「女なんだから」「女のくせに」という「なん・くせ」をつけて話すことはやめたいと思います。そこで「なん・くせ」つけない運動を始めることを提案します。

高校生部門

いとう ゆま
伊東 由真さん 福島県立平商業高等学校3年

男性の育児休暇について

育児休暇は元来、女性が取るものだと考えられてきました。それは「女性は子供を産み、育てるべきだ」という固定観念が人々の中にあっただからです。しかし、私はその考えは間違っていると思います。子供は父親と母親がたくさん愛情を注ぐことですくすくと成長していきます。

けれど、日本の場合を見ると、育児は女性の仕事というように偏り気味です。外国の男性は恥ずかしがることもなく、育児に積極的に協力しています。日本の男性は育児に対して非協力的だと思われがちですが、それは日本の雇用環境にも問題があると思います。日本では男性が育児休暇を取りたいと申請すると、「男なのに育児休暇を取るの?」というような見られ方をされることがあります。しかし、そのような考えはナンセンスだと私は思います。

現代は男女平等が叫ばれる時代です。社会はもっと男性の育児休暇を公認し、男性も臆することなく、育児に参加するべきです。

中学生部門

おおなみ ゆうき
大浪 優紀さん 郡山市立郡山第五中学校2年

ブレーキをかけない女性に

「男女」という言葉を聞いてすぐに思い出したのは、学校の出席番号の変更です。私の今の出席番号は7番です。小学校5年生のときまでは30番前後でした。誕生日順にしても、苗字の順にしても、最初が男子、その後が女子と決まっていた。しかし、今は、男子も女子も含めて苗字の順で出席番号は決められています。男子も家庭科で調理実習をするし、私のような女子だって、技術科でのごぎり作業を行います。周りの大人にこのことを話すと、驚く人が多く、なぜ驚くのかと逆に私が驚かされます。

私は、男も女も違うのは性別だけだと思っています。重い物を持つなどの身体的な違いはあるかもしれませんが、もともと持っている能力は同じ人間なのだから、同じ可能性を持っていると思っています。可能性を伸ばすのは、性別ではなくて、自分の考え方だったり、夢に対する情熱ではないかと思っています。しかし、男の方が強く偉い、女は弱いというイメージを持っている人が、大人の中に多いので、出席番号の話も、技術家庭科の話も驚かされてしまうのではないのでしょうか。

「男女共同参画社会」を実現するために、私が最も重要だと思うことは、女の人の方が自分の可能性の決めつけをやめるという点です。男性が優れていて女性は弱いというイメージは、実は女性が強く持っている気がするからです。

男性も女性もスタートも権利も同じです。お互いの優れている点、劣っている点を認め合い、それらを補う気持ちがなければ、男女が協力し合える社会は実現できません。少なくとも、私は一人の女性として、人間として、自分の可能性にブレーキをかけずに進んでいきたいと思っています。



※所属については、2006年1月現在

● 用語等解説 ● 男女共同参画と人権にかかわる用語集

アンペイドワーク／無償労働、無報酬労働。生活していくうえで大切であるにもかかわらず、賃金や報酬が支払われないため、経済的に評価されていない労働を指す。家庭での家事・育児・介護等、農林水産業・商工自営業における家族労働など。現状では、こうした労働の多くは女性が担っている。

賃金や報酬が伴わないということは、数量的に把握しにくいということであり、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいる。

HDI(エイチディーアイ、人間開発指数)／「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数である。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

M字型曲線／女性の労働力率は、学校卒業後20歳代でピークを迎え、その後の子育て期に下降し、40歳代で第二のピークを迎えるという傾向が見られる。その形がアルファベットのMの文字に似ていることからM字型曲線と呼ばれている。これに就業希望率を加えた潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみは小さくなり、就業希望はあるものの実現していないことが分かる。M字型曲線は、日本や韓国などに独特なもので、保育施設の進んでいる北欧諸国などでは、出産・育児期の落ち込みはみられず、男性同様、台形のカーブを描いている。

エンパワーメント／力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。1995年の北京女性会議の主要課題。

家族経営協定／経営主と農業を一緒にしている家族が、お互いの意思を尊重しあい、共同経営者として、共通の目標(今後の農業経営の方向や生活運営等)を明確にし、その同じ目標に向かって家族間で取り決めていくこと。

県内の農家では、農業における女性の労働の正当な評価だけでなく、経営の効率化や後継者育成のため、家族経営協定を締結する農家が増えている。

合計特殊出生率／一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均のこと。15歳から49歳までの女性の1

年間の年齢別出生率を合計したもの。2.08を下回ると人口は減少していく。日本は他の先進国に比べ急激に少子化が進んでいる。

国際婦人年／1972年第27回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、1975年を「国際婦人年」とすることが決議された。

GEM(ジーイーエム、ジェンダー・エンパワーメント指数)／女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

ジェンダー／性別学的な性別を示す「セックス」に対し、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識など社会的文化的に作られた性別を示す概念を「ジェンダー」という。また、「ジェンダー」は、時代や文化によって異なる。

ジェンダーバイアス／社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーにかかわる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、さまざまなレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされている。

セクシュアル・ハラスメント／性的な言動に対する相手の対応によって、不利益を与えることや、性的な言動によって相手を不快にさせたり生活環境を害することを言う。あてはまる行為は極めて広範囲に及び、性犯罪になるものから、悪意がなくとも受ける側が望まない性的関心を含んだ言動や、受ける側にとって無礼で威嚇的な行為までを含む。

セクシュアリティ／人間の性や性行動にかかわる心理や欲求、意識の総体を指すことば。セックスが生物学的な性別を指すのに対して、社会的・文化的・心理的な面を含めて、より広く性的なものを指す。

● 用語等解説 ● 男女共同参画と人権にかかわる用語集

潜在的カリキュラム／教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子ども達に伝えていることなどを指す。

男女混合名簿／学校では、これまでは一般的に「男女別名簿」が用いられていた。男女別名簿では、常に男子が先、女子が後になっている。しかし、このような名簿は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因のひとつになるのではないかといわれるようになった。このため、最近では、五十音順や生年月日順などで、男女混合の名簿を導入する学校が増えている。

デートDV／DVは、決して大人だけの問題ではなく、高校生の間にも起こっている。親密な関係にある若者の暴力を、アメリカでは「デイトングDV」(DatingDV)といわれ、日本では、「デートDV」、「デートバイオレンス」などと呼んでいる。(デートDV防止プログラム実施者向けワークブック／山口のり子著参照)

ドメスティック・バイオレンス(DV)／夫婦、恋人間など、親密な男女の関係にある暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)という。「暴力」とは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、「だれのおかげで生活できるんだ」と大声でどなるなどの精神的な暴力なども含む。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)／過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団(女性や人種的な少数弱者など)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした、暫定的な措置。男女共同参画社会基本法第2条第2項では、「積極的改善措置」として次のように定義している。「(男女共同参画に関し)男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

メディア・リテラシー／メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っている。

メディアを通じて送られる様々な情報を主体的に選択し、内容を客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。

それと同時に自ら発信する能力も求められている。

ユニバーサルデザイン／「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」の2つを組み合わせた言葉であり、はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

リーガルリテラシー(法識字)／自分にはどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続きすればよいかを理解する能力、つまり、そのための法律や関連制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ／性と生殖に関する健康・権利。1994年の国際人口開発会議(カイロ)で提唱された考え方で、女性が生涯を通じて、自らの体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などが含まれる。



【男女共同参画と人権にかかわる法律等】

育児・介護休業法／正式名「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。1992年4月に育児休業法が成立。1995年6月に「育児・介護休業法」に改正された。

働きながら子どもを育てたり、家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するために作られている制度。労働者が、育児や家族の介護のために一定期間休業し、再び職場へ戻ることができることを権利として認めたもの。また、育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他の不利益な取扱いを禁止している。

育児休業も介護休業も、本人の申し出により、男女を問わず取得できる。

児童虐待防止法／正式名「児童虐待の防止等に関する法律」。2000年5月成立。この法律では虐待を(1)殴るけるなどの身体的な暴行(2)性的行為を強要するなどの性的虐待(3)食事を与えないなど必要な保護をしないネグレクト(保護の怠慢、拒否)(4)言葉による脅かしや無視するなどの心理的虐待——と定義付けた。児童相談所職員らは虐待の恐れがある場合、児童の自宅などを立ち入り調査し、警察官の援助を求められる。学校や医療機関の職員らには児童相談所への通告義務が課された。児童相談所所長らは保護した児童と親との面会や通信を制限できる。2000年11月に施行された。

児童の権利に関する条約／「児童の権利に関する条約」は、子どもが保護の対象であるとともに、権利の主体であることを定めている。子どもの権利として「生きる権利」「発達する権利」「保護される権利」「参加する権利」などがあげられる。

世界には、貧しさや飢え、戦争、虐待などで苦しんでいる子どもたちがたくさんいる。すべての子どもの権利を保護するため、平成元年(1989年)に国際連合では「児童の権利に関する条約」を採択した。日本は、平成6年(1994年)にこの条約を結んでいる。

女子差別撤廃条約／1979年の第34回国連総会であらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立を目指して採択された条約。1980年コペンハーゲンで開かれた国連婦人の10年中間年世界会議で署名され、翌1981年発効。日本も署名をしたが、批准するには条約の基準に達していない国内法の改正等が必要

であり、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女必修化などの改革を行い、1985年に批准した。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律／2003年7月成立。性同一性障害者(生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者)の戸籍の性別について、専門医2人以上の診断を必要とした上で、①20歳以上、②現在婚姻をしていない、③子どもがいない、④性別適合手術で生殖能力を失っている、などの要件を全て満たしていれば、家庭裁判所に性別の変更の申し立てができることとし、審判で認められれば戸籍の性別を変更できるとした法律。2004年7月16日から施行された。

男女共同参画社会基本法／1999年6月成立。男女が互いにその人権を尊重しながらも責任を分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、その取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念を定め、この基本理念にのっとり国、地方公共団体、国民の責務及び男女共同参画社会の形成に向けた施策の基本的事項などを規定している。

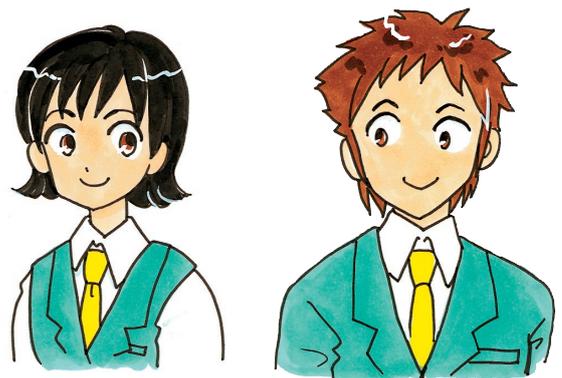
【男女共同参画と人権にかかわる法律等】

男女雇用機会均等法／正式名「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（改正後）。「女性差別撤廃条約」を批准する条件を整備するため、1985年に勤労婦人福祉法の改正法として制定された。その後、1997年に大幅に改正、内容が強化されて、現在の名称となった。主な改正内容としては、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について女性労働者に対する差別を禁止したことや、男女労働者の格差是正のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に対する国の援助及びセクシュアル・ハラスメントの防止についての事業主の配慮義務が新たに規定されたことなどがあげられる。

配偶者暴力防止法／正式名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」2001年4月成立。この法律では、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為であると明記するとともに、暴力を防止し、被害者を保護する責務が国及び地方公共団体にあると規定している。これにより各地に配偶者暴力相談支援センターが配置され、相談や被害者の一時保護、自立支援の情報提供などの業務を行っている。また、被害者の生命又は危害がさらに加えられることを防止するため、裁判所は被害者の申し立てにより、暴力をふるったものに対し、「被害者への6

ヶ月間の接近禁止命令」と「住居からの退去命令」の2つの保護命令を発令できる。2004年12月に改正法が施行され、「被害者の子への接近禁止命令」が追加されたほか、退去命令の期間も2週間から2ヶ月に延長された。2008年1月には、より実効性をもった被害者保護を実現するために「電話等を禁止する保護命令」を設けるなど、保護命令制度の拡充等が整備された改正法が施行された。

次世代育成支援対策推進法／2003年7月成立、2005年4月全面施行。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国・地方公共団体・事業主等が担う責務を明らかにし、10年間かけて集中的かつ計画的に取り組むために制定された。企業等は、次世代育成支援対策のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た上で、計画に盛り込んだ取り組みを実践していくこととなっている。



福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の体系

前文

- ・ジェンダーをはじめとした人権問題への認識
- ・社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性
- ・本県の特徴としての固定的な性別役割分担意識の根深さと進んでいない女性の参画
- ・県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいく決意

目的 (S1)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与すること

定義 (S2)

- 1.男女共同参画
- 2.積極的改善措置

基本理念 (S3)

- ①男女の人権尊重
- ②社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
- ③政策等の立案から決定までの過程への共同参画
- ④家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
- ⑤生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
- ⑥国際的協調

責務

県 (S4)

- ①基本理念のっとり、施策を総合的に策定・実施
- ②県民、事業者及び市町村と連携した取り組み
- ③県民、事業者、市町村に対し情報提供等の必要な支援
- ④必要な体制整備、財政上の措置その他必要な措置

県民 (S5)

- ①基本理念のっとり、あらゆる分野において、自ら男女共同参画を推進
- ②性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善
- ③県が実施する施策に協力

事業者 (S6)

- ①基本理念のっとり、積極的に男女共同参画を推進
- ②職場と家庭の両立支援ができるような環境整備
- ③県が実施する施策に協力

禁止行為 (S7)

- ①性別による差別的取扱い
- ②男女間における暴力的行為
- ③セクシュアル・ハラスメント

留意事項 (S8)

公衆に表示する情報

基本的施策 (S9~S20)

基本計画	施策策定等に当たっての配慮	県民・事業者の理解の促進	調査研究
積極的改善措置への支援	意思決定過程における男女共同参画促進と支援	女性の人材育成	家庭生活と職業生活の両立支援
自営業に従事する女性に対する支援	性別による人権侵害の防止等	事業者からの報告徴収等	実施状況の公表等

男女共同参画審議会 (S21~S23)

- ・条例に規定された事項の審議
- ・知事の諮問に応じ、調査審議
- ・知事への意見陳述
- ・定数20名以内(男女のいずれか一方の委員の数が4割を下回らないこと)
- ・公募委員5名以内
- ・委員の任期2年

施策等に対する意見の申出 (S24・S25)

- ・県の男女共同参画に関する施策等についての意見の申出
- ・申出処理のための男女共同参画推進員の設置
- ・推進員は申出を適切に処理し、必要に応じて県に意見陳述

ふくしま男女共同参画プランの体系

